

新潟市行政改革プラン2013 計画期間の評価

第2回 新潟市行政改革点検・評価委員会 資料

| | | |
|----|--------------------------------|------|
| 1. | 新潟市行政改革プラン2013 重点指標の成果 | P.1 |
| 2. | 新潟市行政改革プラン2013(平成25～26年度)の総合評価 | P.2 |
| | Ⅰ 「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化 | P.3 |
| | Ⅱ 市民との真のパートナーシップの形成 | P.19 |
| | Ⅲ 持続可能な財政運営の確立 | P.34 |

新潟市行政改革プラン2013 重点指標の成果

| 全体指標 | 現状 (H24) | H25 (計画) | H25 (実績) | H26 (計画) | H26 (見込) | 計画 期間 | 計画 期間 (見込) |
|----------------------|--|----------------|----------------------|------------------------------|---------------|-------------------|------------------|
| 市民満足度(市民アンケート)(5点満点) | 4.55 | 4.57 | 4.58 | 4.59 | 4.59 | — | — |
| 職員満足度(職員アンケート)(7点満点) | 4.59 | 4.80 | 4.63 | 5.00 | 5.00 | — | — |
| 業務・事務改善(件数) | 1,272 | 1,500 | 2,088 | 1,500 | 2,100 | 3,000 | 4,188 |
| 改善事例の水平展開数(件数) | — | 15 | 32 | 15 | 35 | 30 | 67 |
| 定員管理(普通会計)(人) | 5,619 (H25.4.1見込) 5,611 (H25.4.1現在) | 5,604 (△15) | 5,564 (△47) | 5,564 (△40) | 5,564 (±0) | △55 (期間の合計削減数) | △47 |
| 歳出の見直し(億円) | △14.5 (プラン2010計画値) | △8 | △10.6 | △18 (H25:△8) (H26:△10) | △17.6 | △26 (期間の累積効果額) | △28.2 |
| 市税合計収納率(%) | 95.3 | 95.6 | 95.8 (見込) | 95.7 | 95.9 | — | — |
| 年度末における未収金額(全庁)(億円) | 130 | 115 (△15) | 119 (△11) (見込) | 100 (△15) | 100 (△19) | △30 (期間の累積効果額) | △30 |

新潟市行政改革プラン2013(平成25～26年度)の総合評価

| | | | | |
|------------|-----------------------------|---|---|----|
| No. 早見表 | 目標を達成し、終了となるもの | 例 | 1 | 2 |
| | 目標は達成するが継続して取り組むもの(改善し継続含む) | 例 | 3 | 7 |
| | 目標が未達成、一部未達成となるもの | 例 | 4 | 16 |

| 重点改革項目 | 大項目 | 中項目 | 具体的な改革項目No. | | | | | | | |
|--------------------------|--------------------------------------|--|-------------|-------|-------|-----|-------|-----|-----|--|
| I 「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化 | 1 政策課題の高度化への対応 | 新・新潟市総合計画第4次実施計画など主要施策の戦略的実施 | 1 | 2 | | | | | | |
| | | 戦略的都市経営のための対応 | 3 | 4 | | | | | | |
| | | 将来の政令市にいがたをめざす都市像、ビジョンの明示 | 5 | 6 | | | | | | |
| | 2 住民自治の強化に向けた対応 | 大都市における住民自治に関連した制度的な課題への対応 | 7 | 8 | | | | | | |
| | | 「大きな区役所」「小さな市役所」の理念の具体化 | 9 | 10 | | | | | | |
| | 3 選択と集中による経営資源の適正配分 | 予算・組織編制、人員配置での選択と集中の強化 | 11 | 12 | | | | | | |
| | | 外部評価をふまえた事業の見直し、内部事務の効率化・簡素化 | 13 | 14 | | | | | | |
| | | 電子自治体の推進 | 15 | 16 | | | | | | |
| | | 窓口サービスの向上 | 17 | 18 | 19 | | | | | |
| | | 広域合併後10年に向けた、各種制度の整理・統合 | 20 | | | | | | | |
| | 4 危機管理・防災機能、マネジメント機能の強化 | 災害発生時における本市対応能力の強化 | 21 | 22 | | | | | | |
| | | 組織内部のマネジメント機能の整理・統合、職員への浸透・定着 | 23 | 再(17) | | | | | | |
| | 5 戦略的な人材マネジメント | 専門性の高い職員の育成を目的とするフランチャイズ制に基づいた人事制度の浸透・定着 | 24 | | | | | | | |
| | | 質の高い職員集団形成にむけた取組 | 25 | 26 | 27 | 28 | | | | |
| | | 職員意欲のさらなる向上 | 29 | 30 | 31 | 32 | 再(18) | | | |
| II 市民との真のパートナーシップの形成 | 1 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPOなどのさらなる協働の推進 | 地域コミュニティによる主体的なまちづくりのための支援の強化 | 33 | 34 | | | | | | |
| | | 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPO等との連携・協働によるまちづくり・公共サービスの推進 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | | | |
| | | 地域活動を支える担い手を創出するための場の積極的な提供 | 40 | | | | | | | |
| | 2 市民との情報共有と市民参画・協働の充実・拡大 | 市民への情報公開・情報発信、市民との情報共有の徹底した推進 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | | | |
| | | 市民参画・協働の充実・拡大 | 46 | 47 | 48 | | | | | |
| | | 職員の意識改革と協働を実践しやすい庁内体制の整備 | 49 | | | | | | | |
| | 3 民間活力の効果的な活用 | 民間委託導入効果の高い業務への民間委託導入の推進 | 50 | | | | | | | |
| | | 公の施設の指定管理者制度導入などさらなる民間活力の活用・推進 | 51 | 52 | 53 | | | | | |
| | | さらなる民間活力導入推進に向けた制度整備 | 54 | 55 | | | | | | |
| III 持続可能な財政運営の確立 | 1 持続可能な財政運営 | 中長期的な収支均衡、事務事業の選択と集中による計画的な歳出の見直し | 56 | 57 | 再(13) | | | | | |
| | | 市税等の収納率向上と新たな財源確保の取組 | 58 | 59 | 60 | | | | | |
| | | 受益と負担水準の検証と各種使用料等の負担水準の適正化 | 61 | | | | | | | |
| | 2 財産経営の推進 | 全資産の情報整理と将来ニーズに即した効率的な活用 | 62 | | | | | | | |
| | | 将来に残す公共施設等の長寿命化及び計画的な整備・維持保全による経費の軽減・平準化 | 63① | 63② | 63③ | 64① | 64② | | | |
| | 未利用財産の情報開示による処分・活用等財産の流動化 | 65 | | | | | | | | |
| | 3 公会計改革による新たな公会計の活用 | 新たな公会計による財務情報を活用した財務運営、財産経営の推進と市民に向けた情報発信 | 66 | 再(56) | | | | | | |
| | 4 地方公営企業などの経営改革 | 水道事業の経営改革の取組強化 | 67 | 68 | 69 | | | | | |
| | | 病院事業の経営改革の取組強化 | 70 | 71 | 72 | | | | | |
| | | 下水道事業の経営改革の取組強化 | 73 | 74 | 75 | 76 | | | | |
| | | その他特別会計の経営改革の取組強化 | 77① | 77② | 77③ | 77④ | 77⑤ | 77⑥ | 77⑦ | |
| | | | | | | | | | | |

重点改革項目Ⅰ 「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化

1. 政策課題の高度化への対応

新・新潟市総合計画第4次実施計画など主要施策の戦略的实施

総合評価区分

A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|--|--|--|--|
| <p>No.1 第4次実施計画の戦略的实施</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 新・新潟市総合計画の最終年度である平成26年度を目標年度とした2カ年の第4次実施計画を策定、「安心政令市にいがた」実現に向けた取組み項目、工程により各施策の重点実施につなげる。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・目指す都市像、取組内容、工程など、庁内外における情報共有を通じて、限られた資源の「選択と集中」を図り、施策、取組の重点化を図る。</p> <p>【取組の内容】 ・計画の取組み項目実現に向け「選択と集中」すべき項目を明らかにし、庁内における情報共有を図ることにより事業の重点化を図る。 ・さらに適宜計画のローリング作業を行いブラッシュアップを図ることで実効性を高めていく。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 社会経済状況の変化が激しいため、2年間の計画を策定することで、実効性の高い計画とすることができた。第4次実施計画では、「安心安全の土台を強化」「市民主権都市にいがた」を土台としながら、目指す都市像として、「助け合い政令市にいがた」、「日本海拠点都市にいがた」、「田園文化都市にいがた」を掲げ、それぞれに具体的に取組む項目を設定し、各取組みについて着実に推進を図った。</p> | <p>【終了】 平成26年度に策定する新たな総合計画(基本構想、基本計画)を推進するため、実効性の高い実施計画を策定し、着実に実行していく。</p> |
| <p>No.2 「合併建設計画後期実施計画」に基づく事業実施</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 行政改革プラン2010等に基づき、「効率性の視点」および「事業をとりまく環境の視点」により全ての事業を点検し策定した「後期実施計画」による着実な事業実施と、そのための各事業の進捗状況の把握</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・合併時に策定した「新市のまちづくり」を実現するため、効率性等に配慮しながら、計画期間内における着実な事業完了につなげる。</p> <p>【取組の内容】 ・期間内の事業実施にあたっては常に「効率性の視点」および「事業をとりまく環境の視点」により点検し、取組む。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 社会状況の変化等により、着手できない事業等を除き約85%の事業が完了した。期間内に終了しない事業について、市の全体計画にもとづき継続実施など、取り扱いの方向性を決定した。</p> | <p>【終了】 建設された施設等の利用率向上に向けた取り組みを進める。</p> |

重点改革項目Ⅰ 「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化

1. 政策課題の高度化への対応

戦略的都市経営のための対応

総合評価区分区分

A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|---|--|--|---|
| <p>No.3</p> <p>本庁の専門性と政策立案機能の強化</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 本市にふさわしい大都市制度の実現や超高齢社会に備えた福祉施策の立案などの行政課題に対応するため、専門性を持つ組織を必要に応じて本庁に設置してきた。本庁組織がその専門知識などを生かしながら区役所を支援するとともに、先見のかつ戦略的な視点から本市に相応しい政策を立案するよう、政策調整機能強化の仕組みを構築する必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・多様化・複雑化する行政課題に対し、本庁が専門性を生かしながら改善・解決に向けた取組を行うことにより、的確かつ効果的な区役所支援を行うことができる。 ・既存の政策・施策などで解決できない行政課題については、本市に相応しい政策を本庁が立案し、実施することにより、改善・解決に向かうことができる。目指す都市像、取組内容、工程など、庁内外における情報共有を通じて、限られた資源の「選択と集中」を図り、施策、取組の重点化を図る。</p> <p>【取組の内容】 ・本庁組織の専門性及び政策調整機能を強化する仕組みの検討・構築 ・重要課題への組織的な対応</p> | <p>【計画期間の総合評価:A】 政策改革本部を設置し、政策調整機能を強化するとともに、財産活用担当部長や湯環境研究所などの新設により本庁組織の専門性強化を図った。</p> | <p>【継続】 試行結果を踏まえ新たな本庁の政策調整機能強化について検討を進める。</p> |
| <p>No.4</p> <p>組織横断的な重要課題の解決に向けた庁内体制づくり</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 組織横断的な重要課題の解決に向けて、従来型組織の枠にとらわれず、必要な機能を有する柔軟かつ機動的な庁内体制づくりを行ってきた。庁内関係部署が連携し、様々な視点から課題を検討することにより、実効性の高い解決策を講じることができ一方、複数の部署が関わるため、部署間調整が重要となる。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・組織横断的な重要課題を解決するための庁内体制づくりを推進し、的確かつ着実に課題解決に向けた取組を行うことができる。</p> <p>【取組の内容】 ・重要課題解決に向けた柔軟かつ機動的な庁内体制づくりの検討・推進</p> | <p>【計画期間の総合評価:C】 組織横断的な庁内体制づくりについては、庁内協働推進本部の設置をH26年度に変更することになり、一部進捗が遅れたものの、区政創造推進会議と総合窓口サービス検討会議は予定どおり設置することができ、概ね計画どおり進めることができた。</p> | <p>【継続】 引き続き、組織横断的な重要課題に対する庁内体制づくりを進める。</p> |

重点改革項目Ⅰ 「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化

1. 政策課題の高度化への対応

将来の政令市にいがたをめざす都市像、ビジョンの明示

総合評価区分

- A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|-------------------------------------|---|--|--|
| <p>No.5 新たな将来ビジョンの策定</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 新・新潟市総合計画等、中長期的に目指す都市像等を示したうえで、各種施策を展開。 また「政令市にいがたのあり方に関する提言」や「新潟市自治基本条例の見直しに関する提言」などに、市政の方向性を定める何らかの方針や計画の必要性や、市の将来ビジョンを内外に発信する必要性について盛り込まれている。 【改革の目的、考えられる効果】 ・将来ビジョンを示し、市民などと情報共有を図ることで、目指すまちづくりの方向性を明らかにし、その実現に向けた取組の推進につながる。 【取組の内容】 ・社会状況等を勘案しながら、新たな将来ビジョンを策定する。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 次期総合計画策定にあたっては、策定の初期段階から市民参加を重視、また、市議会からの意見も踏まえながら策定を進めた。さらに、総合計画審議会からの答申を踏まえ成案策定を進める。 計画のポイントとして、人口減少社会における「持続可能なまちづくり」、わかりやすい計画、「選択と集中」などに配慮した。</p> | <p>【終了】 2年ごとに策定する実施計画にもとづき、目指す都市像の実現に向け計画を着実に推進していく。</p> |
| <p>No.6 平成27年度以降の行政改革プランの策定</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 広域合併を経て政令市に移行し、目指す都市像の実現に向け取り組む中で、社会経済状況の変化に対応した行財政運営を行うため、合併後の5年間は行政改革プラン2005として減量型の改革を、その後の3年間は行政改革プラン2010に基き政令市としての質的な強化を視点に加え、市民サービスの充実と効果的・効率的な行財政運営の両立を目指し、行政システムの構造的な改革を進めてきた。今後も社会経済状況の変化に対応した行財政運営を継続的に推進していくため、次の行政改革の方向性についての検討に着手する必要がある。 【改革の目的、考えられる効果】 ・将来の新潟市を見据えた今後目指す都市像・ビジョンの施策効果を、より確かなものとするための土台とする。 【取組の内容】 ・行政改革プラン2013の計画期間評価の実施 ・平成27年度以降の行政改革プランの策定</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 これまでの行政改革の取組みや、行政改革プラン2013の進捗状況について、外部の有識者から点検・評価をいただき、そこでの提言を踏まえ、平成27年度からの次期行政改革プランを策定する。 策定にあたっては、平成27年度からの次期総合計画とも調整を図ることで、将来の新潟市を見据えた今後目指す都市像・ビジョンの施策効果を、より確かなものとするための土台となる計画となり、改革の目的を達成できる見込みである。</p> | <p>【終了】 取組工程は達成したため終了となるが、今後は策定した次期行政改革プランを着実に実施し、持続可能な都市づくりを推進していく。</p> |

重点改革項目Ⅰ 「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化

2. 住民自治の強化に向けた対応

大都市における住民自治に関連した制度的な課題への対応

総合評価区分

- A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|--|---|---|---|
| <p>No.7</p> <p>新潟市にふさわしい大都市制度の検討(区長会議など推進体制を整備し、区政のあり方を検討)</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 政令市にいがたのあり方検討会議、地方制度調査会などの議論を踏まえ、大都市制度推進課において住民自治制度的な面について3つの分野(本市にふさわしい地域内分権、住民参画、教育委員会のあり方)について選択肢を示すとともに、市民、自治協議会、コミュニティ協議会、議会などから意見を頂きながら、メリットデメリットを検討してきた。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・行政区による主体的なまちづくりが進むとともに、市民が主役となる自治が実現し、区の個性を活かしたまちづくりが進められる。</p> <p>【取組の内容】 ・区長の選任方法、議会のあり方、教育委員会の体制について、全庁的な検討体制を構築し、本市にふさわしい住民自治制度の導入に向けて検討を進める。 ・また、検討の結果、法改正が必要なものは指定都市市長会を通じて国に提案するなど、必要な要請活動を行う。</p> | <p>【計画期間の総合評価:A】 区提案予算などの予算要求スキームを変更し、多くの事業が予算化されたほか、区における「総合的な行政運営の推進に関する規定」を定め、区・市の事前協議が円滑に行われるようになった。また、区長の専決権限・委任事務、区の事務分担を整理するなど、区役所の財源、権限などの強化が図られた。</p> <p>広報紙を全区で発行し自治協活動の周知強化を行ったほか、委員向け研修会を充実し自治協活動の活性化につながった。また、自治協・コミ協への新たな支援方法を取りまとめたほか、コミ協の位置付け、役割を明確化した。自治協議会、コミ協とのさらなる協働に向けた取り組みを進めた。</p> <p>教育委員の担当区制、各種教育ミーティングをモデル実施し、次年度からの本格実施に向けた準備を行った。教育情報の収集と発信により、区の特性や教育現場の実情などを踏まえた教育施策が実施可能となる体制づくりを進めた。</p> | <p>【継続】 引き続き、「区役所の権限・組織」、「区民との協働」、「教育委員会」の3つの観点から、本市にふさわしい大都市制度の実現に向けた検討・取組を実施する。</p> |
| <p>No.8</p> <p>身近な地域で教育に責任をもてる体制の構築(教育委員会のあり方の検討)</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 「学・社・民」の融合による教育に取り組み、地域教育コーディネータを活用した地域と学校の連携による教育が成果をあげているが、住民自治の強化に向けた地域内分権に対応した教育を進める必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・子どもに身近な地域で教育に責任を持てる体制の構築</p> <p>【取組の内容】 ・新潟市にふさわしい住民自治の選択肢についての方向性をみながら検討を進める。</p> | <p>【計画期間の総合評価:A】 計画通り、教育委員の担当区制を導入するとともに、これまでの教育事務所を再編し、新たに教育支援センターを全区に設置した。</p> <p>また、地域との連携による教育を推進するため、各種教育ミーティングを開催することなどにより、地域で教育委員会が説明責任を果たせる体制の構築につながった。</p> | <p>【改善し継続】 教育委員の担当区制、教育ミーティングのモデル実施については、本格実施へ移行する。また、教育支援センターは、より一層市民サービスの向上を図る。</p> |

重点改革項目Ⅰ 「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化

2. 住民自治の強化に向けた対応

「大きな区役所」「小さな市役所」の理念の具体化

総合評価区分

- A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|--|---|---|--|
| <p>No.9</p> <p>区役所と本庁の役割・機能の再整理（組織の見直しを含む）</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 政令市組織の理念として「大きな区役所」「小さな市役所」を掲げ、可能な限り区役所で業務が完結できるよう、区長に必要な裁量権を付与する一方、本庁は専門性・先見性を持った組織として、区役所支援や政策立案を行うよう、組織の役割分担を行ってきた。今後、分権型政令市をさらに推進し、より自立し責任ある区役所として機能を強化する観点から、区役所と本庁の役割・機能を見直す必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・自立し責任ある区役所となるため、その機能をさらに強化する観点から、区役所と本庁の役割・機能の見直しを行うことにより、各区の特色を生かした区政運営を展開するとともに、本庁は専門性を生かした政策立案組織としての役割を果たすことができる。</p> <p>【取組の内容】 ・大都市制度の方向性を踏まえた組織の見直し ・区役所と本庁の役割・機能分担の見直し方針を検討・明示し、組織改正を検討・実施</p> | <p>【計画期間の総合評価:A】 区における総合的な行政運営の推進に関する規程を制定したことで、本庁と区役所との事前協議が円滑に行われるようになり、下水道部の組織再編に向けた検討を効果的に進めることができた。また大都市制度の方向性を踏まえ、区役所と本庁の役割・機能分担の方針を検討し、その方針に基づき組織改正を検討した。</p> | <p>【継続】 引き続き区役所と本庁の役割・機能分担を明確にし、簡素で効率的な組織体制を確立するための取組を進める。</p> |
| <p>No.10</p> <p>区役所間・区役所と本庁との協議制度の確立</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 区長連絡会議、区役所各課課長グループ会議などを活用しながら、市政・区政課題の情報共有やその解決策、あるいは新たな業務に対する区役所と本庁の業務分担などを必要に応じて協議を行ってきた。しかしながら、協議の手法などはルール化されていないため、迅速な問題解決に繋がりにくい。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・区政に関する課題は、区役所間で調整・協議しながら対応方針や解決策を決定することにより、自立し責任ある区役所が区政を運営し、各区の特色を生かしたまちづくりを推進できる。 ・また、区役所と本庁での協議については、協議事項や審議方法などをルール化した協議制度を構築し、市政課題や新たな業務の役割分担などに対応することにより、円滑かつ迅速に業務が遂行できる。</p> <p>【取組の内容】 ・主に連絡・報告など情報共有を行ってきた既存の会議に、区役所間の調整・協議機能を付加し、その機能の活用を推進 ・区役所と本庁の協議制度を検討・構築</p> | <p>【計画期間の総合評価:A】 平成25年度より区長会議、課長グループ会議を設置し、定期的に区役所と本庁との情報共有や事前協議を行うための仕組みが整備された。 平成26年度からは区長会議の位置づけを明確にするため、区長会議設置規程を制定するとともに、区における総合的な行政運営を推進するために、区役所と本庁の役割を規定した「区における総合的な行政運営の推進に関する規程」を制定し、区役所と本庁の情報共有や事前協議の仕組みを示すことができた。</p> | <p>【改善し継続】 運用面での課題を抽出し、より実効性が高まるよう改善を重ねていく。</p> |

重点改革項目Ⅰ 「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化

3. 選択と集中による経営資源の適正配分

予算・組織編制、人員配置での選択と集中の強化

総合評価区分

A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|--|---|---|---|
| <p>No.11</p> <p>重点事業など事業立案にあたっての仕組みの改善（PDCAサイクルに基づき適正評価できる仕組み、組織・職員・予算などの経営資源配分の一体的検討）</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 これまで、成果志向の行政運営の確立と市民への説明責任の徹底を図ることを目的に、事務事業の総点検や目標管理型の行政評価などを実施し、予算編成に反映してきたが、行政評価が事務事業レベルであることや、コスト情報などが不十分であることから、資源配分の意思決定に与える影響は限定的であった。 また、経営資源を配分する側の連携が十分とは言えず、資源配分の一体的な検討を行う機会が少なかった。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・PDCAサイクルに基づく経営資源配分を可能とする仕組みの検討など、重点事業など事業立案にあたっての仕組みを確立することにより、限られた経営資源をより効果的・効率的に配分することが可能となる。</p> <p>【取組の内容】 ・行財政運営の経済性・効率性・有効性を高めるため、PDCAサイクルを重視した経営管理システムを機能するための仕組みづくりを行う。</p> | <p>【計画期間の総合評価：B】 計画通り、平成25年度は、新年度重点的に取り組む事業選定に当たり、企画部門、財政部門、総務部門が連携し、ヒアリング等を実施した。 また、平成26年度は、前年度の検証に基づき見直した資源配分手法を実施するとともに、重点的な取り組みについての情報共有を図った。 PDCAサイクルを重視した経営管理システムの仕組みを構築したことにより、限られた経営資源をより効果的・効率的に配分することが可能となった。</p> | <p>【改善し継続】 財政状況等に応じて適切な資源配分が取れるよう、さらなる検討を進める必要がある。</p> |
| <p>No.12</p> <p>選択と集中及び職員年齢構成の平準化を進めるための新・定員配置計画の推進</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 平成22年度から平成24年度の3年間で300人の減員を行う「新・定員配置計画」を策定し、職員配置の適正化を図ってきた。しかし、東日本大震災に係る被災地への職員派遣や、災害・危機事象への対応、新潟県からの権限移譲や行政需要の増大による業務量の増大から、計画期間の終了する平成25年4月1日現在の減員数はおおよそ265名の見込みであり、300人に達しない見込み。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・選択と集中による職員の配置により人的資源の適正配置を行うとともに、職員の年齢構成の平準化を図ることにより、行財政の安定的な運営に努める。</p> <p>【取組の内容】 ・業務の見直し、委託化、再任用職員・非常勤職員の活用等により、人的資源を適正に配分するとともに、29歳から55歳までの各年齢層の平均人数を165人程度に設定し、平準化に向け新卒者や民間経験者採用など計画的な採用を行う。</p> | <p>【計画期間の総合評価：B】 人員の適正化については、多様な雇用形態の活用等により、人的資源の適正な配分が図られ、概ね計画を達成できる見込みである。年齢構成の平準化については、継続した取組が必要なことから、引き継ぎ、社会情勢の変化に合わせて採用試験の見直しを図りながら、取組を進めていく。</p> <p>【職員数(普通会計)】 ・平成25年度実績 5,564人(計画:5,604人)</p> | <p>【継続】 平成26年度に策定を予定している「新定員配置計画」に合わせて、人員適正化の方向性および手法の検討を行っていく。</p> |

重点改革項目Ⅰ 「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化

3. 選択と集中による経営資源の適正配分

外部評価をふまえた事業の見直し、内部事務の効率化・簡素化

総合評価区分

- A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|---|--|--|--|
| <p>No.13</p> <p>事業仕分けなど外部評価をふまえた事業の見直し推進(実施とこれまでの3回の進捗)</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 市民生活の質的向上に直結するサービスや、拠点性を生かしたまちづくり、地域の活性化に資する施策などへ限られた経営資源を効果的・効率的に配分するため、外部の視点を取り入れた外部評価を通じて、継続的に事業見直しを推進する必要がある。 平成21年度は職員自らによる事業仕分けを、平成22、24年度には外部評価による事業仕分けを実施</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限られた経営資源を効果的・効率的に配分、 ・事業に対する行政の説明責任の徹底、 ・市の財政状況などの市民理解向上、 ・職員のさらなる意識改革 などが図られる。 <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21、22、24年度に実施し、見直すとした事項の着実な実施 ・市役所内部での事務事業の自己点検 ・公開の場での外部評価の実施 ・外部評価の意見を参考に市としての取組方針を策定し推進 | <p>【計画期間の総合評価:B】</p> <p>H21.22.24年度に実施した事業仕分けについては、取組方針に基づき見直しを実施した。 平成26年度に実施する予定だった外部評価は、平成26年度が、新たな総合計画を策定する年であり、次期行政改革プランもそれに合わせて策定するため、各計画策定時に外部の意見聴取や、点検・評価を行うこと、政策の質の向上と業務の効率化を図るため、市内部に「行政改革推進本部」を設置し、本市の施策や業務を分析・評価することから、改めて事業仕分けという手法での外部評価は行わなかった。</p> | <p>【継続】</p> <p>各取組方針を今後も計画的に実施するとともに、さらなる見直しが必要なものは随時見直しを行い、事務事業の最適化を図っていく。</p> |
| <p>No.14</p> <p>内部事務の効率化・簡素化</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 庶務事務センターなど内部事務の効率化・簡素化に関する検討を行ってきたが、費用面などから実施に至らなかったものもあった。内部事務の範囲は多岐にわたるため、効率化・簡素化の観点で、システム更新時期などの機を捉えた改善が必要なものや全庁的な共通課題で効果が見込まれるものなどを検討していく必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな行政課題への対応など業務が増える中で、内部事務のさらなる効率化・簡素化を行うことにより、業務のスクラップを推進し、有限である経営資源を創出することができる。 <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部事務の効率化・簡素化を見込める内部事務のあり方を検討・実施(改善) | <p>【計画期間の総合評価:A】</p> <p>計画どおり内部事務改善実務者会議「総務部カイゼングループ」を新設して検討を行った結果、平成25年度には5件の改善実施につなげることができた。また、庶務事務センターに係る研究も実施した。</p> <p>【改善実施内容(平成25年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルまとめページの設置 ・FAQ・書式関係の掲載方法等を見直し ・超過勤務実績入力の手検体制強化 ・出勤簿の様式変更 ・庶務研修の見直し、拡充 | <p>【改善し継続】</p> <p>総務部カイゼングループの取り組みを基に、全庁的な協力を得て更なる内部事務の改善に取り組んでいくとともに、庶務事務システムや庶務事務センターについて研究を進めていく。</p> |

重点改革項目Ⅰ 「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化

3. 選択と集中による経営資源の適正配分

電子自治体の推進

総合評価区分

- A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|----------------------------------|--|---|--|
| <p>No.15</p> <p>ITガバナンスの推進</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 現在約120のシステムが稼動しており、これらシステムの関連経費の増加や成果物の品質低下が喫緊の課題となっている。また、システムを対象とした平成23年度の包括外部監査では、仕様書の要求事項の明確化、安易な随意契約の適用、見積りの妥当性評価などについても指摘されている。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・市全体の情報通信技術の利活用を包括的に支援・監視・指導する体制を構築する。 ・組織的にシステム調達やプロジェクト管理の技術を蓄積する。 ・継続的なIT投資経費の抑制と品質向上が図られる。</p> <p>【取組の内容】 ・各所属のIT業務を支援する窓口を設置するとともに、専門家の指導のもと支援を行うIT人材を育成し、見積精査などのチェック機能を働かせる。 なお、専門家の指導は、2か年度の試行とする。</p> | <p>【計画期間の総合評価:A】 当初の計画から遅れが生じたが、「ITガバナンス改善計画書」の策定において記載した短期施策を実施して、IT業務の抜本的な改革に向けた基礎を構築した。また、IT業務関連の予算要求に対する妥当性評価や調達等の支援は、確実な成果を上げている。 なお、本市の取り組みは、省庁において、長年にわたって同様の業務を支援している事業者から高い評価を得ており、モデルケースになりうるとして注目されている。</p> <p>【投資経費抑制額(平成25年度実績)】 179,341千円(目標額:150,000千円)</p> | <p>【改善し継続】 引き続き、ITガバナンスの強化を推進し、IT利活用の適正化を図る。</p> |
| <p>No.16</p> <p>情報システム最適化の検討</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 ホスト系システムは、業者独自技術の採用や度重なるシステム改修で複雑化しているため、システム改修の度に、高額な費用を要求されている。また、オープン系システムは、約100のシステムが乱立しており、システムの増加による機器賃借料やデータセンター利用料など運営経費が増加している。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・老朽化や複雑化で非効率となった市全体のシステムを、仮想化技術(複数の機器を統合して1つの機器で動作しているようにする技術など)を用いたシステム統合基盤を活用して再編する「情報システムの最適化」により、継続的なシステム運用費用の抑制を図る。</p> <p>【取組の内容】 ・市全体の約120システムの現状調査をした上で、多方面から検証し、事業規模や費用対効果の把握を行う。なお、調査・検討は2か年度で行う。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 計画どおり、本市情報システムの現状調査を実施し、最新技術情報や他自治体の動向情報をふまえながら、事業規模や費用対効果を把握し、平成26年度中に最適化の実施判定を行う。 最適化の実施を決定した後、策定した最適化実施計画をもとに、情報システム全体の最適化を推進する。 なお、本件での工程の進め方は、最適化実施判定後の個別システムの再構築におけるモデルケースとなりうる。</p> | <p>【終了】 最適化の実施を決定した場合、構築に向けた要求定義を実施し、共通基盤システムの構築、各情報システムの再構築を進める。</p> |

重点改革項目 I 「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化

3. 選択と集中による経営資源の適正配分

窓口サービスの向上

総合評価区分

- A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|---|--|--|---|
| <p>No.17</p> <p>新潟市民サービス向上システム(NCSIS)の構築・推進</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 平成18年度から、「市民満足度の向上」、「業務の継続的改善」を目的として、国際規格であるISO9001の認証を取得し、品質マネジメントシステムを運用してきた。これまでの運用により、市民満足度や職員の改善意識の向上など有効な成果を上げてきたが、認証維持にかかる経費的負担、類似の既存制度との事務重複などの業務的負担といった課題について対応していく必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・ISOのノウハウを生かしながら、本市の実態に即した独自のシステムを構築することにより、ISO認証維持の経費を削減できるとともに、さらに効率的・効果的な市民サービス向上のためのシステムを運用することができる。 ・独自システムの構築にあたっては、既存制度を活用することにより事務の重複がなくなり、効率化が図られる。</p> <p>【取組の内容】 ・本市の独自システムである「新潟市民サービス向上システム(NCSIS)」を構築し、推進する。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 計画どおりNCSISの運用を開始するとともに、所管課の意見等をもとにシステムの見直しについて方針を策定した。 窓口アンケート年平均点についても、平成25年度は目標を達成し、平成26年度も目標達成を見込んでいる。</p> <p>【窓口アンケート結果】 ・平成25年度実績 4.58点(計画:4.57点) ・平成26年度見込 4.59点(計画:4.59点)</p> | <p>【改善し継続】 引き続き窓口アンケート等により市民ニーズを把握・分析し、システムを継続的に改善して市民満足度の向上に努めていく。</p> |
| <p>No.18</p> <p>窓口改善運動の推進</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 窓口の第一線となる区民生活課の中でも利用者の多い中央区及び東区では、「日本一の窓口」を目指し、平成23年度より業務改善に関するプロジェクトチームを立ち上げ、窓口改善活動を進めてきた。 改善活動は行政サービス提供における市民満足度の向上や職員意欲の向上に大きく寄与することから、中央区及び東区での取組を参考に他区でも窓口改善運動を推進していく必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・市民満足度の向上 ・職員意欲の向上</p> <p>【取組の内容】 ・各区で改善活動を推進するチームを立ち上げ、中央区及び東区区民生活課のノウハウや改善事例を参考にしながら、改善項目の抽出及び改善を推進する。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 計画どおり、平成25年度に他の6区に対し中央区及び東区のノウハウや改善事例を紹介する勉強会を開催し、各区で改善チームを立ち上げることができた。各区では、平成25年度から平成26年度にかけて改善項目を抽出し、できることから改善を実施しており、市民サービスの向上に繋がっている。 また、各区改善チーム代表による情報交換会や8区の改善報告会により、相互に進捗確認や意見交換ができ、各区が改善活動を展開するうえで有効であったと考える。</p> | <p>【終了】 引き続き、8区で連携をしながら、各区の改善活動の継続と定着を図り、市民サービスの向上を進めていく。</p> |

| | | | |
|---------------------------------|--|--|---|
| <p>No.19</p> <p>総合窓口サービスの検討</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 窓口の利用は①住基②福祉③税で6～7割を占めている。市民サービスの観点からは、これらで取り扱う手続きがワンストップで可能となる「総合窓口」による窓口サービスが理想となる。これを実現するためには、システム再構築や組織横断的な業務再編など大規模なプロジェクトとなることから、先進自治体の事例などを参考として事例研究を行って来た。当面の取組として、マイナンバー法施行を前提として、戸籍・住記事務に関する窓口サービスの向上、業務効率化の検討を進めたが、衆院解散により法案が成立せず検討を休止している。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合窓口サービスの導入により、市民サービスの向上及び行財政の効率化が図られる。 ・市民サービスの向上:ワンストップサービス及びプッシュ型サービス(一つの窓口でライフイベントに応じた各種サービスを総合的に案内する能動的なサービス)、夜間休日窓口(まちなかサービスセンター)など、新たなサービスを提供するための基礎を構築できる。 ・行財政の効率化:窓口の集約化やバックヤード業務の集中化(センター方式)により人員削減、受付業務やバックヤード業務の明確化によるアウトソーシングの活用や新システム導入による窓口運用経費(人件費、システム運用費)の削減ができる。 <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所窓口課及び関係主管課等で構成するプロジェクトチームを設置し、総合窓口化、センター化、アウトソーシング化に向けた業務の棚卸しを行う。 ・棚卸した業務を再編し、総合窓口システム導入に向けた今後の方向性を「総合窓口サービス運用指針」としてとりまとめる。 ・行政サービスの基幹システムである「住民記録システム」の最適化とあわせ、総合窓口導入に不可欠となる「総合窓口システム」や連携する各業務システムの機能要件について検討する。 | <p>【計画期間の総合評価:B】 平成25年度はプロジェクトチームを設置し、総合窓口先進事例の共有化や目指すべき総合窓口像といった基本理念の検討を通じ、今後の方針を策定した。併せて、来庁されるお客様にとって理想的な総合窓口像の具体的なイメージ化を図るため、スローガンを作成するとともに、総合窓口サービス方針(平成25年度ワーキンググループ検討報告書)も策定した。 「区役所等組織のあり方」、「バックヤード業務集中化」、「アウトソーシング業務の選定」など、次期住基システム再構築スケジュールと密接に関わる検討課題の進行については、平成26年9月以降に予定されているIT推進課のシステム最適化調査の実施判定に左右されるため実施判定後に改めて検討することとしている。それを待たずに実行可能なものは、順次着手することとした。 想定通り計画が進めば、平成26年度中に「総合窓口サービス運用指針」を策定し、区民生活課、健康福祉課、税務センターで取扱う業務について、総合窓口に対応したパッケージ化を行い、本市総合窓口サービス導入に関する具体的な方向性を示すことができる見込みである。</p> | <p>【継続】 平成26年9月以降に予定されている、IT推進課のシステム最適化調査の実施判定によるが、次期住基システム稼働に向けた詳細スケジュールを早期に策定し、総合窓口サービス実現に向けた運用指針に基づく施策を着実に実行するための実施計画を早急に策定する。</p> |
|---------------------------------|--|--|---|

広域合併後10年に向けた、各種制度の整理・統合

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|---|---|---|---|
| <p>No.20</p> <p>合併時の各種制度の経過措置を市全体の公平性の観点により調整</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 合併市町村から引き継いだ事務事業について、そのほとんどが合併時の取り決めに基づき制度統一を行ってきたが、経過措置等により、一部の事業について調整中</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一市多制度の解消を図り、公平性の観点からの市内の不公平感を解消する。 <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公平性の観点に基づき、平成26年度を目標に不公平感を解消するため、各所管課において調整作業を進める。 | <p>【計画期間の総合評価:B】 合併市町村から引き継いだ事務事業のうち経過措置が取られていたものについて、公平性の観点から調整を進め、予定通り調整を終える見込みである。</p> | <p>【終了】 平成26年度に策定を予定している新たな区ビジョンによるまちづくりの推進</p> |

重点改革項目Ⅰ 「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化

4. 危機管理・防災機能、マネジメント機能の強化

災害発生時における本市対応能力の強化

総合評価区分

A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|---------------------------------|---|--|---|
| <p>No.21 地域防災計画の見直し</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 災害対応において行政の責任は大きい、一方で行政による対応には限界があり、市民、自主防災組織、企業等の各主体が必須の担い手と期待される。防災における自助、共助、公助の役割分担を明確にし、多様な主体と連携した地域防災計画の見直しを行う必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・実際の災害に適応した地域防災計画の見直しをするため、防災に関する諮問的機関としての機能を強化し、多様な主体で構成された防災会議を活用して、自助、共助、公助の役割分担を明確にした見直しを行う。 ・災害時において、行政機関、民間企業及び地域が確実かつ迅速な応急対応が可能となる。</p> <p>【取組の内容】 ・防災関係機関、民間企業、自治協議会役員などの多様な主体から構成される防災会議をこれまで以上に活用して、地域防災計画の見直しを行う。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 計画どおりワーキンググループによる検討を行ったほか、防災関係機関、民間企業、自治協議会等の意見を取り入れ、減災に向けた自助、共助、公助の役割分担を明確にした地域防災計画の見直しが実施できた。</p> | <p>【継続】 引き続き、防災関係機関、民間企業、自治協議会等と連携を図り、地域防災計画の実行性の向上に努める。</p> |
| <p>No.22 業務継続計画(BCP)の策定</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 東日本大震災により行政機能が被害を受けたことから大規模災害時の市の施設の被害、職員参集状況を踏まえた災害対策本部の運営の検証と災害時においても最低限の市民生活の維持のため、中断を回避すべき業務の選定及び継続方法について整理をする必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・大規模災害時の限られた人的・物的資源を最大限に有効活用して、災害時優先業務(災害応急対応・優先事務)を遂行できる。 ・災害に強い減災社会を実現する。</p> <p>【取組の内容】 ・BCPの策定</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 平成25年度は、想定災害、非常時優先業務、庁内体制等の検討を行い、業務継続計画の方針を策定し、地域防災計画へ位置づけた。 平成26年度には、庁内連絡会議を開催するとともに、非常時優先業務を特定し、地震BCPの策定を見込んでいる。 策定後は、各対策部及び各課の応急対策マニュアルへ反映させるとともに、地震BCPに基づいた実施体制を構築する。</p> | <p>【継続】 業務継続計画の実効性を向上させるため、各対策部及び各課の応急対策マニュアルへの反映及び非常時優先業務の実施体制の確立を目指す。</p> |

重点改革項目Ⅰ 「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化

4. 危機管理・防災機能、マネジメント機能の強化

組織内部のマネジメント機能の整理・統合、職員への浸透・定着

総合評価区分

A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|---|---|---|---|
| <p>No.23</p> <p>区長、部長等の成果志向による組織マネジメントの徹底</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 成果志向の行政運営の確立と説明責任の徹底を目的に、各部長・区長による「部・区経営方針」の策定とその方針に基づいた「組織目標管理」を平成19年度から実施してきた。今後も継続的な組織活動の改善が行われるよう、部長、区長等が経営責任者として組織の管理体制を強化していく必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・区長、部長等が組織の経営責任者として、年度当初に組織の経営方針を定め、その経営方針を踏まえて各課が組織目標管理を策定・実践していった成果を年度末に経営方針と併せて振り返り、次年度の経営方針・組織目標管理にフィードバックすることにより、組織のPDCAサイクルを継続的に循環させることができる。</p> <p>【取組の内容】 ・「部・区経営方針」と「組織目標管理」の連動による組織マネジメント機能の強化 ・「個人目標(シート)」との連動など「組織目標管理」のさらなる有効活用の検討</p> | <p>【計画期間の総合評価:C】 個人目標管理シートとの様式の連動について、取り組みに若干の遅れが生じたものの、概ね予定通りに取り組むことが出来た。新様式による経営方針及び組織目標管理の指標の達成状況が芳しくなく、適切な指標設定や進捗管理の徹底を促すとともに、事業効果を踏まえた業務の改善や見直しを促していく必要がある。</p> <p>【部区重点取組事項の目標達成度】 ・平成25年度実績 67.4%(計画:80.0%) ・平成26年度見込 80.0%(計画:85.0%)</p> | <p>【改善し継続】 経営方針や組織目標管理をより実効性の高いシステムにしていくために、適切な指標設定や効果的な活用などについて研修会を通じて周知を図る。</p> |

重点改革項目Ⅰ 「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化

5. 戦略的な人材マネジメント

専門性の高い職員の育成を目的とするフランチャイズ制に基づいた人事制度の浸透・定着

総合評価区分

- A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|-----------------------------|--|---|---|
| No.24 職員の専門能力の育成、支援方法の検討 | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 職員一人ひとりのキャリアデザインに基づく人事制度として平成21年に「フランチャイズ制に基づいた人事制度」(平成23年度に「キャリア型人事制度」から改称)を制定した。これは職員が自らの専門分野を登録し、その登録を生かした人事配置や能力開発を行うもので、平成24年4月1日現在、279人が登録をしている。平成24年度は、事務職のほか、試験的に土木職も対象に加えた。また、職員の自発的なキャリア開発を支援するため、採用9・10年目の職員に対してキャリア開発研修を実施している。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・多様化する行政ニーズや各業務分野の重要課題に対応できる専門性の高い職員を育成する。</p> <p>【取組の内容】 ・フランチャイズ登録を生かした人事配置を実施するとともに、職員の専門性の向上を図るための支援を行う。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 計画通り、フランチャイズ登録に基づく人事配置を実施するとともに、平成26年度より登録者の研修支援を実施することとした。併せて、区役所研修支援費の拡充やキャリア開発研修の実施(9・10年目、新規採用職員)など、職場における専門性の高い職員の育成、活用の意識が深まった。</p> <p>【フランチャイズ登録数】 平成26年4月:257名 平成25年4月:274名 平成24年4月:279名</p> | <p>【継続】 人事、職場、人材育成部門が一体となって、引き続き取り組んでいく。</p> |

質の高い職員集団形成にむけた取組

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|--------------------------------|---|--|--|
| No.25 職員の基本能力の育成と幅広い教養取得の支援 | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 職員に共通して必要な基本能力取得のため階層別研修等を実施している。また、幅広い教養取得のため自己開発支援を実施している。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・階層に応じて必要な能力(政策形成能力など)及び幅広い教養、視野を習得することで効率的かつ質の高い行政運営を行うことのできる職員を育成する。</p> <p>【取組の内容】 ・階層別研修、自己開発支援の見直しを図りながら、より効果的に必要な基礎能力の習得を支援する。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 新規採用職員研修など階層別研修の内容を見直し実施した。研修後のアンケートでは、必要な能力、役割を理解できたとの意見が多いことから基本能力向上に効果があった。</p> <p>また、通信教育、放送大学受講支援など自己開発支援を実施するとともに、希望職員を対象に接遇、コミュニケーション、プレゼンなどの能力向上研修を実施し、職員の教養取得に効果があった。</p> | <p>【改善し継続】 研修内容や自己開発支援制度などの取り組みを、見直しながら継続して取り組んでいく。</p> |

| | | | |
|---|--|---|--|
| <p>No.26</p> <p>公平で納得度の高い人事評価の実施と人材育成への積極活用</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 人事評価は人材育成を目的として、全職員を対象に実施している。評価者(所属長、新任係長)に対しては、人事評価の目的の理解と評価者としてのスキル修得のための評価者研修を実施している。また、被評価者に対しては、一部の階層別研修にて、人事評価の目的について周知を図っている。しかしながら、職員意識アンケートの結果では、「人事評価が人材育成に繋がっている」と感じている職員が少ない状況となっている。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・人事評価の実施により、職員一人ひとりが自己の強み・弱みを明らかにし、自発的な能力開発などを促すことによって人材育成が図られる。</p> <p>【取組の内容】 ・公平で納得度の高い人事評価とするため、制度の改善を図るとともに、評価者研修を継続して評価者のスキルを高め、また人事評価の目的の周知を行う。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 計画通り、新任課長、新任係長を対象に、評価者研修実施するとともに、新規採用職員や採用9.10年目職員の研修において、人事評価の目的を周知した。職員アンケートでは、人事評価が人材育成に繋がっているとの回答率が指標を上回り、人事評価制度が徐々に職員に浸透し、人材育成に活用されてきている。</p> <p>【職員意識アンケート(平成25年度実績)】 ・人材育成に繋がると回答した割合 31.2%(計画:30.0%)</p> | <p>【改善し継続】 今後も人事評価を人材育成に活用していく。また、より効果的に活用されるよう評価者・被評価者へ人事評価の目的等を周知していく。</p> |
| <p>No.27</p> <p>民間等への職員派遣、受け入れによる職員育成</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 民間等の他組織との人事交流により、職員の意識改革と職務能力の開発・向上を図ることを目的とし、民間、国、県、政令市等と人事交流(派遣及び受入れ)を行っている。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・新潟市以外の組織との人事交流により、新たな気づきを促し、職員の新しい視点、発想力を養う。</p> <p>【取組の内容】 ・より効果的にあらたな視点や発想力を養うため、交流先や交流内容を見直して実施する。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 平成25年度は、交流先や内容の見直し図り、民間派遣研修受講者の研修レポートでは、学んだことを業務に生かし、改善に繋げようとする前向きな考えが報告された。また、平成26年度には新たに土木職の民間派遣研修を実施し、実際の現場を知ることによって技術職員の資質向上を図るなど、異なる組織の職場風土や仕事に対する姿勢などに触れる機会ができ、職員の意識改革にも効果があった。</p> | <p>【継続】 引き続き派遣交流を実施していく。</p> |
| <p>No.28</p> <p>職員採用面接試験の検証(フォローアップ)の実施</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 採用試験については、これまで受験上限年齢の引き上げや資格要件の緩和など採用要件を見直し、受験しやすい環境づくりに努めてきた。しかし、少子化等の影響から、有為な人材を安定的に確保することが難しくなっており、今後はより人物を重視した採用を検討していく必要がある。このため平成24年度には、人物を見定めるうえで重要となる面接試験について、新採職員のフォローアップを試行的に実施し有効性の検証を試みた。今後本格実施することで、さらに採用試験の充実を図っていく。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・職員採用面接試験の実効性を高め、より有為有能な人材を登用し、質の高い職員集団形成に寄与する。</p> <p>【取組の内容】 ・新規採用職員について採用後の勤務状況を把握するフォローアップに継続して取り組み、採用面接試験の有効性を検証する。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 新採職員の勤務状況について所属長ヒアリングを行い、採用面接時の評価と比較することで面接試験の人物評価の信頼性等を検証することができた。また、エントリーシートの導入により面接試験の充実を図るとともに、本市採用試験での課題を取り入れた面接官研修を実施し、面接官の資質向上を図った。</p> | <p>【継続】 引き続きフォローアップを実施し、フォローアップの結果に基づく試験手法の検討と実施</p> |

重点改革項目Ⅰ 「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化

5. 戦略的な人材マネジメント

職員意欲のさらなる向上

総合評価区分

- A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|---|--|--|--|
| <p>No.29</p> <p>全職員を対象に目的意識と職務に関するアンケート調査の定期的な実施と結果の活用</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 平成21年度から全職員を対象に目的意識と職務に関するアンケート調査を年1回実施している。 職員満足度は毎年向上しているものの向上率は非常に小さい。 【参考】平均満足度調査結果 〔H21年度 4.5点〕→〔H24年度 4.59点〕(4年間で0.09点アップ) (7点:非常に満足 6点:満足 5点:やや満足 4点:ふつう 3点:やや不満 2点:不満 1点:非常に不満) 【改革の目的、考えられる効果】 ・職場(組織)風土の改善、意識改革を図ることによる、職員満足度の向上 【取組の内容】 ・アンケート調査を継続的に実施することで職員の意識及びその変化を把握し、またその調査結果を分析して、満足度向上のために重点的に改善すべき項目を部・区毎に周知し、職場(組織)風土の改善、意識改革を行う。</p> | <p>【計画期間の総合評価:C】 前年度職員アンケートの結果を周知し、職員満足度向上の推進を図ったが、平成25年度のアンケートの結果、職員満足度は「4.63」と、目標値に届かなかった。 職員満足度は少しずつではあるが、毎年度向上しており、一定の効果があつたものと考えられるが、達成できなかった要因は、仕事の内容、業務量、人間関係など様々な要因があると考えられ、各職場や関連部署における取り組みを継続して推進していく必要がある。 【職員満足度(7点満点)】 ・平成25年度実績 4.63点(計画:4.80点)</p> | <p>【継続】 職員満足度向上に向けた取り組みを推進していく。</p> |
| <p>No.30</p> <p>業務改善運動(やろてばにいがたなど)による職員改善意欲の醸成と改善事例の共有化、優良事例の関連部署への水平展開</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 従来から実施していた改善提案制度や改善実践報告制度及び発表会開催に加え、平成23年度からは広報紙を発行するとともに、地方自治体における業務改善運動の全国大会である全国都市改善改革実践事例発表会に出場するなど、業務改善運動を強化してきた。この結果、職員の改善意欲は着実に向上してきており、改善提案数、改善実践報告数とも年々大きく増加する傾向にある。 【改革の目的、考えられる効果】 ・職員のさらなる改善意欲の醸成については、今後も継続していくとともに、より幅広い視点を持って改善運動に参加する職員を育てる必要がある。 ・改善事例の共有化と優良改善事例の水平展開については、既に実施ノウハウの確立されている優れた改善の効果に関連する他の部署へ積極的に水平展開していくことにより、業務の効率化を着実に庁内全体に浸透させることができる。 【取組の内容】 ・改善発表会(やろてばにいがた)に民間企業を参加 ・多くの部署で実施が可能な優良改善事例を関連部署へ積極的に水平展開 ・業務改善運動に対し、若手職員が携わることができる制度を構築</p> | <p>【計画期間の総合評価:A】 計画通り改善提案・実践を実施し発表会を経て全国大会へ出場した。指標も改善実践報告数・水平展開数で大きく目標を上回った。 【各種指標(平成25年度実績)】 ・改善実践報告数 2,088件(計画:1,500件) ・優良改善事例の水平展開数 32件(計画:15件) ・発表会への企業参加 株式会社 新潟三越伊勢丹株式会社 博進堂</p> | <p>【改善し継続】 引き続き改善提案・実践を実施するとともに発表会を開催するが、一層の水平展開が行われるよう、周知や支援を行っていく。</p> |

| | | | |
|--|---|---|---|
| <p>No.31</p> <p>役職への女性や若手職員の積極的登用などにより意欲ある職員の能力発揮を促進</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 やる気のある若手職員を登用するため、平成19年度より毎年度係長昇任試験を実施している。また女性係長昇任率を数値目標化して女性登用の推進を図っている。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・やる気のある若手職員や女性職員の登用で多様な人材を活用することにより組織の活性化を図る。</p> <p>【取組の内容】 ・若手職員を対象とする係長昇任試験の実施。 ・女性係長昇任率の数値目標を設定して、女性の登用を進める。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 係長昇任試験を実施するとともに、女性係長昇任率の拡充を図るため、平成25年度からは女性係長を対象とした「女性リーダー職員研修」を新たに実施し、平成26年度には、自治大学校が実施する「女性幹部養成支援プログラム」に職員を派遣するなど、意欲ある職員の能力発揮を促進した。</p> <p>【女性係長登用率(平成25年度実績)】 42.7%(計画:42%以上)</p> | <p>【継続】 引き継ぎ、係長昇任試験の実施などにより、若手や女性の登用を進めていく。</p> |
| <p>No.32</p> <p>勤務実績が適切に反映される給与制度の運用</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 昇給及び勤勉手当は、職員の勤務実績に応じた昇給区分及び成績率が定められており、勤務実績の的確な把握と適切な評価が求められている。勤務実績の給与反映を今まで以上に適切に運用するため、新たな制度運用に向けた協議を進めることを職員組合に提案している。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・職員の勤務実績を的確に把握し、これに基づく評価を適切に行い給与に反映することで、職員の士気を高め、公務能率を更に増進して、公共サービスの向上に大きく貢献する。</p> <p>【取組の内容】 ・職員組合と協議しながら、制度の運用方法を策定する。 ・組合交渉を経て、勤務実績の評価及び給与への反映を実施する。</p> | <p>【計画期間の総合評価:C】 人事委員会報告を受け、勤務実績の昇給等への反映方法について内部検討を実施し、人事評価制度を活用する方向で検討を進めた。</p> <p>人事評価制度は、既に本市で実施され、広く定着している制度であり、この制度の活用が現時点で最も効率的であるといえるが、同制度は、同時に担当課で見直しが行われようとしていたことから、当該担当課と検討中の人事評価活用方法について調整を行った結果、より実効性あるものとするため、見直し後の人事評価制度を活用していくべきとの結論に至った。</p> <p>このため、平成26年度中の人事評価制度見直し作業に合わせ、同年度中に昇給等への反映方法の再検討を行う。併せて、組合協議を行い、より効果的・効率的な運用方法につなげる。</p> | <p>【継続】 評価を行う所属長に意見を聞くなど、実施状況を踏まえて必要な制度見直しを進めていく。</p> |

重点改革項目Ⅱ 市民との真のパートナーシップの形成

1. 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPOなどとのさらなる協働の推進

地域コミュニティによる主体的なまちづくりのための支援の強化

総合評価区分

A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|--|---|---|--|
| <p>No.33</p> <p>出張所、連絡所、公民館等の活用により「まちづくりセンター」を設置、拡大(公民館分館のあり方を含めた検討)</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 平成22年度より、順次可能な地域から、出張所・連絡所・公民館等の既存公共施設を活用して「まちづくりセンター」を設置し、地域づくりの拠点としての機能充実を図ってきた。 地域から要請のある公民館分館を地域団体等へ移管を進めるという方針について、公民館運営審議会正副議長会議に諮問した。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・地域づくりの拠点となるまちづくりセンターを設置し、コミュニティが自主的・自立的に地域活動を展開できる環境を整えることにより、市民が主体となったまちづくり活動が活発になる。 ・地域の実情を踏まえ、公民館分館の地域移管等を進める中で、従来の市民の生涯学習活動の拠点性に地域活動の拠点性が加わることにより、地域力が向上する。</p> <p>【取組の内容】 ・引続き、順次可能な地域から、既存公共施設等を活用した「まちづくりセンター」の設置を進め、拠点機能の充実を行う。 ・公民館分館は、市民の生涯学習、地域活動の充実を図りながら、地域の実情を踏まえコミュニティ協議会など地域団体等への移管を進める。</p> | <p>【計画期間の総合評価：B】 計画通り、可能な地域からまちづくりセンターを設置し、平成26年度末にはまちづくりセンター数は36施設となる。(計画策定時：20施設) また、平成24年度に公民館運営審議会正副議長会議からの答申に基づき、平成26年度に、コミュニティセンターと公民館分館の二枚看板となっている14分館を廃止し、地元からの地域移管の要望のあった大形公民館を廃止するなど、分館の再配置を実施。</p> <p>【まちづくりセンター数(平成25年度実績)】 26施設(計画：28施設)</p> | <p>【継続】 まちづくりセンターについて、継続して、地域づくりの拠点としてまちづくりセンターの機能充実を図っていく。 公民館分館について、引き続き地域合意の上順次、再配置を行う。</p> |
| <p>No.34</p> <p>地域コミュニティへの支援の強化</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 平成22年度には、既存のコミュニティ協議会の活動に対する主な補助制度をできるだけ整理統合した補助制度を創設し、翌23年度から運用を行っている。 コミュニティ協議会の事務所確保については、学校などの既存公共施設や民間施設も含めて支援を行い、9割以上のコミュニティ協議会において、事務所を確保できている。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・地域コミュニティの核となるコミュニティ協議会を支援することにより、コミュニティの活性化を図り、市民による主体的なまちづくりを推進する。</p> <p>【取組の内容】 ・コミュニティ協議会への補助制度について、運用の過程で生じた課題等を検証し、必要に応じて見直しを行っていく。 ・継続してコミュニティ協議会の事務所確保支援を行う。</p> | <p>【計画期間の総合評価：B】 平成25年度は地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討ワークショップを全区で実施し、平成26年度は地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討委員会を実施し、地域コミュニティ協議会に対する補助制度の見直し検討を行った。 地域コミュニティ協議会事務所確保のため、継続した支援を行った。</p> <p>【各種指標(平成25年度実績)】 ・補助制度活用コミュニティ協議会数 90団体(計画：92団体) ・コミュニティ協議会事務所数 89団体(計画：92団体)</p> | <p>【継続】 引き続き、コミュニティ協議会に対する補助制度について、運用における課題等を引続き検証し、コミュニティ協議会とのさらなる協働の推進を図る。</p> |

重点改革項目Ⅱ 市民との真のパートナーシップの形成

1. 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPOなどとのさらなる協働の推進

区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPO等との連携・協働によるまちづくり・公共サービスの推進

総合評価区分

A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|--|---|---|---|
| <p>No.35</p> <p>社会福祉協議会をはじめ多様な関係団体との連携や、市民主体による支え合い活動の展開</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 区の地域福祉計画を実践する団体への助成や各種事業を通し、地域福祉推進の核となる人材を育成するとともに、「地域の茶の間」への支援拡大に努め、安心して暮らせる「地域の助け合い、支え合い」意識の醸成を図った。 平成23年度からは、地域の複雑かつ多様な福祉課題に関係機関が連携して対応するため、福祉の専門職員を対象に研修を実施し、地域福祉コーディネーターを育成している。 平成24年度は民生委員活動の負担軽減を図るため、民生委員協力員制度を施行した。また新たに、地域住民及び事業者の協力により、支援が必要と思われる方に適切な対応、支援を行う見守りネットワークを構築した。 課題は、平成24年度の区・区社協による活動団体支援数は34件、「地域の茶の間」の設置個所は298件で、目標には達していない。今後、より取り組みやすくするため、要件等の見直しも検討していく。また、見守り意識のない地域に対するアプローチや意識改革も課題であり、民生委員や自治会、専門機関と連携し慎重に意識醸成を図っていく。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・地域力を活かしながら、民生委員、社協、地域福祉計画実践団体、「地域の茶の間」に対し継続的に助成、支援し、地域住民の支え合い、助け合い意識の醸成を図ることにより、地域住民主体の高齢者等の見守り体制(共助)を構築。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまち「新潟」を実現する。</p> <p>【取組の内容】 ・地域の見守り体制を強化するため、地域で定期的に話し合いを持ち、課題や問題を洗い出し、できることから取り組み、見守り意識を高めていく。 ・地域福祉計画実践団体、「地域の茶の間」等への助成と普及促進を図り、多くの見守る目が地域に行き届く体制を整備する。 ・地域の課題解決へのつなぎ役である、地域福祉コーディネーターの育成を図る。 ・成年後見制度の周知に努め、相談業務を充実させる。</p> | <p>【計画期間の総合評価:C】 計画通り各事業に取り組み、高齢者等あんしん見守りネットワークでは、平成25年度で12事業所から63事業所へと大幅な拡充となった。 区地域福祉計画実践団体支援数及び地域の茶の間開設数は、平成26年度でそれぞれ34団体(計画:40団体)、310件(計画:393件)と目標を達成できないことが見込まれるが、地域の茶の間では、新たに空き家を活用した場合に家賃を補助する制度を構築するなど、支援拡大に努めている。 また、次期地域福祉計画の全市版の作成、民生委員協力員制度の利用促進及び普及、地域福祉コーディネーターのフォローアップ研修なども実施し、市民主体による支え合い活動の展開を推進した。</p> <p>【各種指標(平成25年度実績)】 ・地域福祉計画実践団体支援数 33団体(計画:40団体) ・地域の茶の間開設数 299施設(計画:393施設)</p> | <p>【継続】 活動が少ない地域に重点化して啓発を行い、引き続き地域住民の支え合い、助け合い意識の醸成を推進する。</p> |

| | | | |
|---|--|---|--|
| <p>No.36</p> <p>区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPOなどとの相互連携の強化</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 協働意識調査の結果を受け、重点的に職員の階層別研修や外部団体との協働研修など意識啓発を行った。 また、コミ協等への支援制度見直しを実施するとともに、協働事業の提案制度をモデル的に実施するなど仕組みづくりにも着手した。 一方で協働提案事業など提案件数が伸びず、制度の周知と制度設計の見直しが課題となっている。 コミュニティ協議会からの選出委員などを通して区自治協議会提案事業にコミュニティ協議会や区民の意見を反映させているが、コミュニティ協議会など区民が直接、区自治協議会に事業提案できる仕組みにはなっていない。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・市民及び職員の協働意識の醸成を図るとともに、協働を促進する仕組みを構築する。</p> <p>【取組の内容】 ・方針やマニュアルを見直して、市民と行政の協働をより効果的なものとするとともに、関係団体と仕組みのあり方(ルール・制度の要否)について検討し、その過程で意識の醸成を図ったうえで連携促進事業を実施する。 ・コミュニティ協議会など区民から直接、区自治協議会へ事業提案できる仕組みを検討する。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 計画通り、職員へは、職員階層別研修の中で協働への意識啓発を行った。 協働事業提案モデル事業は、制度の周知を図ったことで、平成25年度には18事業(計画:5事業)の提案があり、うち8事業を採択した。また、より事業効果を高めるために提案書の見直しを図る。 区自治協議会提案事業については、特色ある区づくり予算の弾力的な運用について試行を開始した。これにより、区民の意見をより反映させた区政運営が可能となった。</p> <p>【各種指標(平成25年度実績)】 ・協働事業提案モデル事業提案数 18事業(計画:5事業) ・NPO法人数 235団体(計画:234団体)</p> | <p>【継続】 必要に応じて、制度の見直しを図っていく。 特色ある区づくり予算(区自治協議会提案事業)の弾力的な運用について、試行で洗い出された課題について検討し、必要な修正を加えて本格実施する。</p> |
| <p>No.37</p> <p>本市の協働の取組状況について、NPO等による外部評価を実施</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 平成22年度に実施した協働意識調査の結果等をもとに、協働環境調査等を全国的に実施しているNPOの代表から、他都市との比較による新潟市の協働の現状について評価いただいた。評価結果については、行政とNPO等の双方で共有し、今後めざす状態を探るワークショップを行った。この結果を受けて、意識啓発に重点をおいた事業を実施した。外部評価については定期的に行い、評価結果を、その後の取組方針等に反映させていく必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・外部の視点による評価を行うことで、行政単独で行うよりも評価結果に客観性が増し、今後の協働推進により資するものとなる。 ・NPO等が評価を行うことで(評価の当事者となることで)、行政とNPO等の双方での結果の共有が容易になると考えられる。このため、その後の協働推進の取組への移行もスムーズに行うことができる。</p> <p>【取組の内容】 ・評価結果をどのように活用し、協働推進の取組を進めていくかについて(評価の目的について)、NPO等と行政で十分共有する。 ・広くNPO等に呼び掛け、評価手法の検討から評価結果のとりまとめまで、NPO等から当事者としてかかわってもらう。 ・協働環境(協働のしやすさ)の評価から、実際の各協働事業(成果)評価にシフトさせていく。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 計画通り、平成25年度には、協働事業の評価に実績のあるNPOと、実施に向けての詳細な評価手法などについて検討を行った。 平成26年度には、検討した評価方法で評価を実施する。併せて、評価結果に基づく取組を実施する。</p> | <p>【継続】 外部評価は定期的に行われ、評価結果を取り組みに反映させていく。評価の方法については、検討する必要がある。</p> |

| | | | |
|--|--|---|---|
| <p>No.38</p> <p>市民協働の手引き2006の市民との協働による見直し</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 新潟市市民活動支援センター運営協議会と新潟市との協働作業により、広く市民や、市民活動団体の意見等を取り入れ、「市民協働の手引き2006」を平成19年3月に作成。 作成から6年が経過しており、内容を見直す時期にあると考えているが、成果物の実効性を高める仕掛けが必要。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手引きを活用する市民及び行政双方が見直しにかかわることで、両者の当事者意識を感化させ、手引きの実効性を高める。 ・見直し作業にかかわった市民及び行政職員の協働意識の醸成が図られるとともに、活用度の高い手引きのもと、協働の取組が広がると考えられる。 <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直し後の手引きをどのように活用し、協働推進の取組を進めていくかについて(見直しの目的について)、市民と行政で十分共有する。 ・広く市民に呼び掛け、見直し方法の検討からとりまとめまで、市民と行政双方が当事者としてかかわる。 ・全市的手引きの作成から、各部・区単位のより細分化された手引きの作成へシフトさせていく。 | <p>【計画期間の総合評価:B】</p> <p>計画通り、市民と行政で手引きの見直しを行うため、検討委員の人選を行い、見直し作業に着手している。</p> <p>平成26年度中には、作業内容の取りまとめを行い、新たな手引きを作成する。市民と行政双方が作成に関わることで、より実効性が高く、協働意識の醸成に繋がる手引きが作成できるものと見込まれる。</p> <p>また、今後は見直した手引きに基づき、協働の取り組みを実施していく。</p> | <p>【継続】</p> <p>手引きを活用した協働の推進を図っていく必要がある。</p> |
| <p>No.39</p> <p>外郭団体評価の実施による団体の経営改善(市と団体の関与の最適化と、より効率的・効果的な評価方法に改善し実施)</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 平成17～21年度まで、外郭団体見直し方針・外郭団体経営改善計画に基づき、外郭団体の見直しを実施した。平成19年度からは「外郭団体評価システム」を同時に運用し、経営改善を図ってきた。現在は評価システムのみ実施しているが、より効率的な評価方法を検討するとともに、改善計画策定時から8年が経過していることから、改めて市と団体の関与についても検証が必要である。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外郭団体の組織、事業、財務上等、経営全般について評価を実施することで、団体の自立的・効率的な経営を促進する。 ・市と団体の関与の最適化が図られる。 <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価方法を見直し、その中で団体の現在の状況(市との関与など)について検証できる仕組みを構築し、評価を実施する。 ・外部の視点から団体のあり方、市との関与状況などについて意見を伺い、見直しを図る。 | <p>【計画期間の総合評価:B】</p> <p>直近の総合評価の結果から、ヒアリング及び総合評価の実施団体を見直した。</p> <p>また、自己分析シートの作成や、評価調書の見直しなどを行い、外部意見を聴取する仕組みづくりを行った。</p> | <p>【継続】</p> <p>引き続き、外郭団体のあり方や市の関与のあり方を見直すことで、自立的・効率的な経営を図り、市の関与の最適化を図る。</p> |

重点改革項目Ⅱ 市民との真のパートナーシップの形成

1. 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPOなどとのさらなる協働の推進

地域活動を支える担い手を創出するための場の積極的な提供

総合評価区分

A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|--|---|---|--|
| <p>No.40</p> <p>地域活動の担い手を育む仕組みづくり(住民自治を担う人材の育成、ノウハウ蓄積)</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 平成21年度より地域団体と連携し地域活動を担う人材育成に取り組むとともに、平成23年度より地域のつなぎ役(コミュニティ・コーディネーター)の育成に取り組んでいる。 地域事情に精通し、情報収集や課題の把握、解決に向けた助言等を行うことができる人材の発掘・育成を目指している。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・地域と連携した人材育成事業により、まちづくり・人づくりの意識が高まるとともに、つなぎ役によりネットワークが形成され、主体的な地域活動の継続性が図られる。</p> <p>【取組の内容】 ・コミュニティ・コーディネーター育成講座についてフォロー研修を行うなどの充実を図るとともに、活動支援のための仕組みづくりに取り組む。 ・各地区において、育成された人材とコミ協等が話し合う場(ワークショップ)を設ける。 ・「まちづくりセンター」において、育成された人材が活動できるよう、センターとの関連を整理する。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 計画通りにコミュニティ・コーディネーター育成講座の実施し、各区で地域活動に対する意識を高める事ができた。併せて、受講者の多様な地域活動への支援を行った。 また、地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討ワークショップを実施するとともに、人材がまちづくりセンターで活動するシステムを構築した。</p> <p>【まちづくりセンター数(平成25年度実績)】 26施設(計画:28施設)</p> | <p>【継続】 引き続き、地域活動を担う人材の育成講座を各区で実施する。 併せて、活用を促進し、受講者が活動しやすい環境を作っていく。 人材がまちづくりセンターで活動するシステムを必要に応じ見直していく。</p> |

重点改革項目Ⅱ 市民との真のパートナーシップの形成

2. 市民との情報共有と市民参画・協働の充実・拡大

市民への情報公開・情報発信、市民との情報共有の徹底した推進

総合評価区分

A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|--|---|--|--|
| <p>No.41</p> <p>文書管理システムの機能を利用した情報公開の推進、行政情報の積極的な発信</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 平成20年10月から文書管理システムにより行政文書の電子化を開始し、平成21年10月からは第二次稼働した情報公開システムの機能を利用して、電子化した行政文書の目録情報の公開、システムを利用した情報公開請求に対する公開決定文書をインターネット上への公開、起案文書などを自主的な公開(Web公開)などを行い、行政情報の公開・提供施策の充実を進めてきた。 情報公開システムの稼働から3年が経過したが、システムのより一層の活用により、さらなる情報発信が可能と考える。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・Web公開機能による行政文書の公開を進めることで、容易に行政文書を閲覧できるようになり、市民がより積極的に参画し、協働の推進を図ることができる。</p> <p>【取組の内容】 ・平成21年度に「Web公開の基準」を作成し、毎年、基準の検証・見直しを図ってきたが、今後も引き続き基準の検証・見直しを行い、Web公開対象文書の充実を図る。</p> | <p>【計画期間の総合評価：B】 「Web公開の基準」に「国・県からの依頼文等」を加え周知することで、これまで以上に行政文書が閲覧できるようになり、市民への情報公開の推進が図られた。 一方で、Web公開を実施するには、対象文書に非公開情報が含まれないことを確認する作業が必要となり、さらに、この判断を誤った場合にはインターネット上で非公開情報を公開する結果となる。このことが、Web公開の積極的な実施を妨げている主要因の1つと考えられることから、解決策を探るとともに、市民との情報共有のための別の手法を模索する必要がある。</p> | <p>【継続】 情報公開条例の趣旨や運用方法の周知徹底を図り、条例の適正な運用を確保することで、市民との情報共有を推進する。</p> |
| <p>No.42</p> <p>変化・多様化する利用者ニーズに対応したホームページ等による情報発信の充実</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 ホームページによる情報発信については、平成24年度まで、新運用管理システム(CMS)の導入による市公式ホームページの全面リニューアルや継続的な改善の実施により、ユーザビリティ、アクセシビリティの向上と、より高い実用性、利便性の実現を図ってきた。現在のインターネット環境は、スマートフォンの急速な普及やソーシャルメディアの浸透などに伴い利用者のニーズの変化・多様化が進行しており、これに対応した情報発信が求められている。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・ホームページ等を活用し、利用者ニーズを反映した適時・的確な情報発信の充実を推進する。 ・市民との更なる情報共有の推進が図られる。</p> <p>【取組の内容】 ・市公式ホームページの継続的な改善・改修を実施するとともに、ソーシャルメディア等の新しい情報発信手段の活用による情報発信の充実を図る。</p> | <p>【計画期間の総合評価：B】 計画通り市公式ホームページについて、外国語(6言語)自動翻訳機能の実装を含む様々な改善・改修を実施し、利用者の利便性向上に繋がった。 また、市の施策や魅力を総合的に発信するフェイスブックの開設により、より効果的に市の情報を発信した。</p> <p>【上記のほか、市公式HPの主な改善内容】 ・スマートフォンページの改善 ・サイト内検索機能の改善・改修 ・「妊娠・出産・子育て」ページの情報構成及びデザインの改善 ・災害発生時におけるHP情報発信に係る堺市との相互応援協定の締結 など</p> | <p>【継続】 引き続き、市公式HPの改善を実施するとともに、次期リニューアルに向けた調査検討を実施する。 ソーシャルメディア等の動向・ニーズを把握しつつ、市の情報発信への積極的な活用を行う。</p> |

| | | | |
|---|--|--|---|
| <p>No.43</p> <p>財務状況(行政コスト、将来負担など)の分かりやすい開示による市民との共通認識の醸成</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 新公会計制度に基づき、平成19年度決算より総務省改訂モデルによる財務書類を作成してきた。現在作成しているモデルは、昭和44年度以降の決算額に基づく資産等を表したものであるため、網羅性や的確性に欠けている面がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・合併市町村分も含めた、全ての市有財産を改めて統一的に整理し、財務書類に反映させることで、本市の的確な財政状況を表し、市民との共通認識を醸成する必要がある。</p> <p>【取組の内容】 ・全ての資産を把握し計上する基準モデルでの財務書類を作成</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 計画通り、平成24年度決算で試行的に作成するとともに、分析や解説を記載した財務書類を公表した。引き続き平成25年度決算について作成・公表し、市民との共通認識の醸成を図る。</p> | <p>【改善し継続】 新たな基準に基づく財務書類の作成を行うとともに、活用を図る。</p> |
| <p>No.44</p> <p>予算編成過程を含め政策形成段階での情報共有の強化</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 これまでは、重点事業の選定を受け、予算編成方針等の予算編成過程の情報を公開していたが、政策形成に係る市民との情報共有は十分といえない状況。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・政策形成段階から市民と情報共有を図ることにより、これまで以上に市民が市政に参画した予算編成が可能となる。</p> <p>【取組の内容】 ・重点事業をはじめとした政策形成過程の情報共有の手法の検討・実施や予算編成過程における情報公開の拡充を図る。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 重点事業をはじめとした政策形成過程の情報共有について、実施計画の進捗状況の議会報告及び公表を行った。 併せて、実施計画に基づく次年度重点事業の査定状況の公開、市民意見の募集を行うなど、計画通り、情報公開の拡充を図り、市民がより市政に参画できる予算編成に向け取り組みを進めた。</p> | <p>【改善し継続】 引き続き、政策形成過程の情報共有の手法のさらなる検討を行う。</p> |
| <p>No.45</p> <p>サービス憲章に基づく取組の浸透・定着</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 市民(区民)との約束として職員自らが「サービス憲章」を作成し、一人ひとりの職員がその約束(憲章)を遵守する。 平成23年度は、東区、南区、総務部にてサービス憲章をモデル実施 また、平成24年度から全庁(23部・区)で実施</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・職員が自ら定めた「約束」を実行することで、市民サービス及び市民満足度向上を図る。</p> <p>【取組の内容】 ・全庁(23部・区)でサービス憲章を実施する。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 計画通り、すべての部区でサービス憲章への取り組みを開始した。各部区では、憲章に照らしさまざまな取り組みを実施することで、市民サービス及び市民満足度向上に努めた。</p> <p>【窓口アンケート結果】 ・平成25年度実績 4.58点(計画:4.57点) ・平成26年度見込 4.59点(計画:4.59点)</p> | <p>【継続】 市民サービス及び市民満足度向上に向け、引き続きサービス憲章を実践していく。</p> |

重点改革項目Ⅱ 市民との真のパートナーシップの形成

2. 市民との情報共有と市民参画・協働の充実・拡大

市民参画・協働の充実・拡大

総合評価区分

- A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|--|--|--|--|
| <p>No.46 附属機関等における公募委員導入率・女性委員割合の拡大(附属機関等の運営の適正化を徹底)</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 「新潟市附属機関等に関する指針」(以下「指針」という。)や「新潟市附属機関等への女性委員の登用促進要綱」(以下「要綱」という。)を策定し、附属機関等における公募委員導入や女性委員割合の拡大を図るため、男女共同参画推進会議などと連携しながら周知徹底に努めてきた。今後も公募委員導入や女性委員割合の拡大を推進していくとともに、社会情勢の変化や附属機関等の役割を踏まえ、附属機関等の運営については適正化に向けた取組を強化する必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・附属機関等における公募委員導入率を高めるとともに、女性を積極的に委員選任することにより、市民が主体的に市政に参画できる機会を拡充し、公正で透明性のある附属機関等の会議運営がなされ、開かれた市政が推進できる。 ・また、指針の趣旨に基づき附属機関等の会議運営を適正に実施することにより、附属機関等の役割に応じた成果をあげることができる。</p> <p>【取組の内容】 ・定期調査や男女共同参画推進会議などを通して、指針・要綱の趣旨を庁内周知し、公募委員導入率・女性委員割合をさらに拡充 ・昨今の社会情勢や他都市の状況を踏まえ、附属機関等の適正運営を徹底(指針の見直しも含む)</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 担当者説明会や男女共同参画推進会議において指針・要綱の周事を行い、事前協議や女性委員登用計画書による目標管理を徹底したことにより、計画通り成果も現れ、結果、当初設定した目標を両方とも達成する見込みである。</p> <p>【各種指標(平成25年度実績)】 ・附属機関等における公募委員の導入率 53.5%(計画:52.0%) ・附属機関等における女性委員の割合 37.7%(計画:37.0%)</p> | <p>【改善し継続】 引き続き、公募委員導入率や女性委員割合の拡大を図っていく。 また、附属機関等の運営の適正化に向け、課題解決に向けた必要な取り組みを行う。</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>No.47</p> <p>市民意見提出手続 条例の運用方法の 見直し</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 意見の募集期間については、新潟市市民意見提出手続条例の中で、30日以上と定められており、これに沿って各所属において運用している。提出された市民意見への対応については、ホームページにおいて公表している。 自治基本条例の見直しに関する提言では、市民意見の提出を促進する更なる取組が求められている。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・案件に応じて意見の募集期間を延長することで、市民からの意見提出されやすい環境をつくり、市民参画の一層の推進を図る。 ・市民意見を大切に扱う姿勢を示すことで、市民が意見を提出しようとする意欲を高める。</p> <p>【取組の内容】 ・意見の募集期間の設定においては、市民が意見を提出しやすい期間設定をするよう改めて周知を行う。 ・何らかの形で意見者に回答すべきであるとの提言を踏まえ、意見提出者への対応の必要性を含め検討を行う。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 計画通り、市民意見提出手続について、意見を提出しやすいよう期間の設定に留意すること、受理確認通知を原則として発送することなど、運用方法を見直し、市民参画の一層の推進を図った。 あわせて、閲覧資料の設置について、H23.24年度に手続を実施した所管課にアンケートを行い、その結果等をもとに、各出張所と中央図書館の15カ所を新たに追加した。 また、PRについては、市政ニュースを活用することとし、広報課と協議し、依頼した。</p> | <p>【改善し継続】 引き続き、期間設定に留意するよう周知を図るとともに、平成26年度の取組を検証する。</p> |
| <p>No.48</p> <p>区政運営における 市民参画、協働の 機会の拡充、行政 評価の導入</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 コミュニティ協議会からの選出委員などを通して区自治協議会提案事業にコミュニティ協議会や区民の意見を反映させているが、コミュニティ協議会など区民が直接、区自治協議会に事業提案できる仕組みにはなっていない。 区自治協議会では、区政運営について意見を述べるができるが、評価できる仕組みとなっていない。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・市民参画、協働の機会を拡充することで、区民の意見等をより反映し、区政運営において住民自治を充実することができる。 ・区役所に行政評価を導入することで、より適正な区政運営が図れる。</p> <p>【取組の内容】 ・コミュニティ協議会など区民から直接、区自治協議会へ事業提案できる仕組みを検討する。 ・区政運営における行政評価の方法を検討し、仕組みを構築し、実施する。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 特色ある区づくり予算(区自治協議会提案事業)の弾力的な運用及び、区政運営の評価の仕組みについて試行を開始した。これにより、区民の意見をより反映させた区政運営が可能となった。</p> | <p>【継続】 試行で洗い出された課題について検討し、必要な修正を加えて本格実施する。</p> |

重点改革項目Ⅱ 市民との真のパートナーシップの形成

2. 市民との情報共有と市民参画・協働の充実・拡大

職員の意識改革と協働を実践しやすい庁内体制の整備

総合評価区分

A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|--|---|---|--|
| <p>No.49</p> <p>協働を実践できる職員の育成、庁内体制の整備(組織、ボランティア休暇など)</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 平成23年度より、職員階層別研修において協働の研修を実施するとともに、年1回程度、市民・行政合同の協働推進フォーラム・セミナーを開催している。 研修を通して、総論としての協働は理解されるが、担当業務における協働の実践にはなかなかつながらないため、全庁的な推進体制が必要。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・実際の担当業務で協働を実践していく視点からみた研修を行うとともに、庁内体制を整備することで取組の継続性を担保し、職員それぞれの意識啓発や自主的な協働の取組を促進する。</p> <p>【取組の内容】 ・従前の、協働の一般論的な研修とともに、実践的な研修を行う。協働の相手方となる市民・団体との合同研修や、各階層・各業務別のより細分化され、テーマを絞った研修の実施 ・庁内及び市民との合同の推進体制の構築</p> | <p>【計画期間の総合評価:C】 協働を実践できる職員を育成するため、NPO法人主催のワークショップに参加する機会を設け、課題解決のアクションプランの作成、実践を実施した。また職員階層別研修において、協働の研修を行うとともに、ボランティア休暇について周知を図った。 庁内体制の整備については、区政創造推進会議において、庁内協働推進本部のスケジュールが一年遅れに変更となったが、庁内WG(担当者)での検討結果を、区政創造WG(課長補佐)、区課長Gなどにつなげ、検討を重ねることができた。</p> | <p>【改善し継続】 庁内での協働の意識と活動の進捗状況調査を行う。 庁内協働推進本部の取組の検証を行う。</p> |

重点改革項目Ⅱ 市民との真のパートナーシップの形成

3. 民間活力の効果的な活用

民間委託導入効果の高い業務への民間委託導入の推進

総合評価区分

A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|--|--|---|--|
| <p>No.50</p> <p>民間委託導入効果の高い業務への民間委託導入の推進</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 「民間委託等の推進に関する基本指針」に基づいて、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本とし行政責任の確保等に留意しながら、市民サービスの向上や行政運営の一層の効率化を図るとともに、地域経済の活性化の観点から、民間委託等を積極的かつ計画的に推進してきた。この基本指針の「推進に当たっての留意事項」に配慮しながら、引き続き民間委託を推進していく必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・ノウハウを有する民間が実施することで市民サービスの向上、業務運営の効率化、経費削減が図られる。 ・選択と集中によって、より重要な事務事業へ経営資源を再配分することができる。 ・地域経済の活性化の観点からも推進する必要がある。</p> <p>【取組の内容】 ・学校給食調理業務(センター・自校方式)の民間委託(拡充) ・道路・公園パトロール業務の民間委託(拡充) ・小動物死体収集及び運搬業務の民間委託</p> | <p>【計画期間の総合評価:C】 学校給食調理業務では、3センターに委託を導入し、自校方式でも2校(女池、上山)を委託モデルとして実施した。道路・公園パトロール業務では、江南区の国県道、東区の市道を委託化し、拡大が図られた。 小動物死体収集及び運搬業務は、見積の結果、経費が増加し導入効果が見込まれないことから未実施となった。 導入効果については、目標を上回る見込みであり、導入による業務運営の効率化・経費削減を図ることができた。</p> <p>【導入効果(計画期間の見込)】 △152,646千円(計画:△92,672千円)</p> | <p>【継続】 小動物死体収集及び運搬業務は、現状では直営でいくこととしたため終了となるが、その他については、引き続き拡大していく。 また、このほかにも民間委託導入効果が高い業務について新たな導入の検討・実施を推進する必要がある。</p> |

重点改革項目Ⅱ 市民との真のパートナーシップの形成

3. 民間活力の効果的な活用

公の施設の指定管理者制度導入などさらなる民間活力の活用・推進

総合評価区分

A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|-----------------------------------|--|--|--|
| <p>No.51 指定管理者制度導入のさらなる推進</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 「公の施設に係る指定管理者制度に関する指針」に基いて、公の施設の管理に関しその設置目的、事業内容、施設規模、市民ニーズ等を勘案し、民間事業者等の能力を積極的に活用することにより、効果的・効率的な管理を行い、市民サービスの向上と施設管理経費の節減を図ることができる施設について、指定管理者制度を積極的に導入している。この指針や、「民間委託等の推進に関する基本指針」の「推進に当たっての留意事項」に配慮しながら、引き続き公の施設に指定管理者制度導入を推進していく必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・ノウハウを有する民間が実施することで市民サービスの向上、施設運営の効率化、経費削減が図られる。 ・選択と集中によって、より重要な事務事業へ経営資源を再配分することができる。 ・地域経済の活性化の観点からも推進する必要がある。</p> <p>【取組の内容】 ・大山台ホーム・松鶴荘など(3施設)、ビュー福島潟など(4施設)、食育・花育センター、亀田市民会館、老人福祉センター福寿荘、新津斎場、コミュニティセンター・コミュニティハウス(6施設) ほか</p> | <p>【計画期間の総合評価:C】 計画期間で43施設に制度導入する目標としていたが、施設建設予定地の調整に時間を要したこと等により、42施設となり、当初の目標を達成することができなかった。(下記参照) 食育・花育センターについては、同じ「いくとぴあ食花」内の「食と花の交流センター」が平成26年6月にオープンし、それらの相互連携・調整を図るため、直営で管理するが、今後の管理運営のあり方については、平成26年度末までに方針を決定する。</p> <p>・西川地域コミュニティセンター H27導入 ・巻、漆山体育施設 現状では効果が見込まれないため導入しない</p> | <p>【継続】 遅れていた施設については、既に導入が見込まれていることから、今後は、このほかの施設について指定管理者制度の導入可能性を検討し、制度導入を推進していく。</p> |

| | | | |
|---|--|--|---|
| <p>No.52</p> <p>民間参入機会の確保、選定時の公平性向上</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 「公の施設に係る指定管理者制度に関する指針」で、指定管理者の選定方針は「選定に対する公正性及び透明性の確保」や「複数の申請者による競争が働き、より優秀な提案を採用できる」などのメリットから「原則として公募とする」としている。 これまで、非公募としてきた施設などでも、当該施設を取り巻く社会情勢の変化や担い手の状況などを見定めながら、公募による選定や選定方法を見直すことにより、より多くの民間参入の機会を確保していく。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・選定に対するさらなる公正性及び透明性の確保が図られる。 ・複数の申請者による競争が働き、より優秀な提案採用でき、市民サービスの向上に繋がる。 ・地域経済の活性化の観点からも推進する必要がある。</p> <p>【取組の内容】 ・スポーツ施設(区ごとの一括の選定から、公募方法を変更) ・ひまわりクラブ(児童福祉法改正を踏まえ、公募化も含め管理のあり方を検討) ・老人デイサービスセンター(公募化の検討)</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 取組工程に位置づけた施設のうち、スポーツ施設については、区一括選定から原則施設単位の募集(一部地元団体等が管理することが効果的な施設については非公募で選定)に変更し、老人デイサービスセンターは非公募選定から公募による選定に変更したことにより、民間参入の機会の確保に繋がった。 ひまわりクラブは、平成25年度からモデル実施として一部地域コミ協が管理しているため、その管理状況を踏まえ、次回の選定方針を平成26年度中に決定する見込みである。 今後見直し後の管理状況についてもモニタリングを実施していくが、改革効果として考えられた、「選定に対するさらなる公正性及び透明性の確保」、「競争による、より優秀な提案採用での市民サービスの向上」、「地域経済の活性化」に繋がっていくものとする。</p> | <p>【継続】 取組工程に位置づけた各施設については、選定方法の見直しが図られたため、終了とする。管理状況については、今後モニタリングを徹底する。</p> |
|---|--|--|---|

| | | | |
|---------------------------------------|--|--|--|
| <p>No.53</p> <p>公の施設の民間活力拡大の検討・推進</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 これまで公の施設は、指定管理者制度の導入や、個別の業務の民間委託を進めるなど、民間活力の導入を積極的に推進してきた。今後も、当該施設を取り巻く社会情勢の変化や民間の担い手の状況などを見定めながら、「民間委託等の推進に関する基本指針」に基いて、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本とし、指定管理者制度や業務の民間委託を推進するとともに、民営化についてもその可能性を検討していく必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・市と民間の役割分担の観点から見直しを推進できる。 ・ノウハウを有する民間が実施することで市民サービスの向上、施設運営の効率化、経費削減が図られる。 ・選択と集中によって、より重要な事務事業へ経営資源を再配分することができる。 ・地域経済の活性化の観点からも推進する必要がある。</p> <p>【取組の内容】 ・図書館(指定管理者制度導入や民間委託拡大の段階的導入の検討) ・保育園(新規・統廃合は民営化、既存施設は民営化または指定管理者制度導入など段階的導入の検討) ・日帰り温泉施設(民営化を視野に入れた今後の方針検討) ・市民活動支援センター(協働を推進する形での運営体制への移行) ・こども創作活動館、老人憩の家松崎荘、大畑少年センター、記念館・文化施設全般(指定管理者制度検討)</p> | <p>【計画期間の総合評価:C】 計画期間中に、新たに民間活力拡大を推進できた施設があった一方、諸課題の整理に時間を要した等の理由により、計画期間中に具体的な方針決定に至らなかった施設があった。 民間活力拡大が図られた施設については、市民サービスの向上、施設運営の効率化、経費削減に繋がるなど、改革の効果が得られた。</p> <p>【各施設の状況】 ・図書館(新たに坂井輪、新津の窓口業務を民間委託実施。引き続き拡大の検討) ・保育園(現在は需要も伸び続けており、平成27年度からの子ども・子育て支援事業計画案を検討する中で、今後の方向性を検討) ・日帰り温泉施設(内部検討会を実施したが民営化は困難と判断。経営改善に努めながら、指定管理者制度を継続する。) ・市民活動支援センター(理事の増員、総会の議決権の見直しなど、協働を推進するための運営体制へ移行した。) ・こども創作活動館(アンケートを実施し、その結果を踏まえ、今後の管理運営形態を検討) ・老人憩の家松崎荘(東区内老人憩の家の既存の指定管理者や地域の団体と協議し、その結果を踏まえ、今後の管理運営形態を検討) ・大畑少年センター(耐震化に係る移転問題の状況を踏まえ、指定管理を含めた方向性を決定する。) ・記念館・文化施設全般(将来的にはコミ協など市民団体等を活用した運営ができればと考えているが具体的な検討には至っていない。)</p> | <p>【継続】 引き続き検討が必要な施設について、課題の整理等を行い、今後の民間活力拡大について、方向性を明示する。</p> |
|---------------------------------------|--|--|--|

重点改革項目Ⅱ 市民との真のパートナーシップの形成

3. 民間活力の効果的な活用

さらなる民間活力導入推進に向けた制度整備

総合評価区分

- A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|--|---|--|---|
| <p>No.54</p> <p>民間提案制度の活用など新たな業務等への導入の検討</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 これまで、単純定型業務の民間委託や、公の施設への指定管理者制度の導入などを中心に民間活力の導入を推進してきた。今後も、取り巻く社会情勢の変化や民間の担い手の状況などを見定めながら、「民間委託等の推進に関する基本指針」に基づいて、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本とし、専門定型業務など新たな業務に民間活力の導入を検討していく必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市と民間の役割分担の観点から見直しを推進できる。 ・ノウハウを有する民間が実施することで市民サービスの向上、施設運営の効率化、経費削減が図られる。 ・選択と集中によって、より重要な事務事業へ経営資源を再配分することができる。 ・地域経済の活性化の観点からも推進する必要がある。 <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(市内部での検討)市役所内部での事務事業の自己点検を通じて、新たな業務等の洗い出しを実施 ・(民間提案制度の活用)行政が業務等の枠組みを決め担い手を募集するこれまでの取組に加え、民間のアイデアによる提案を募集 | <p>【計画期間の総合評価:B】</p> <p>前回の全事務事業を対象とした募集から、平成25年度は、今後本市が特に民間活力の導入を期待する事業に募集対象を絞り行った結果、前回の採用0件から、採用(一部採用)2件とすることができた。(提案は3件受付)</p> <p>採用された事業については、事業担当課で委託に向けた課題の整理等を行い、市民公益活動ホームページの運用については、平成26年度に委託実施し、納税催告センター委託事業についても、平成27年度に実施を見込んでいる。</p> <p>民間のノウハウを生かした提案より、従来の実施に比べ効果的・効率的な事業実施が可能となったが、委託化による効果も今後検証していく必要がある。</p> | <p>【改善し継続】</p> <p>他都市の直近の実施状況などを検証するとともに、対象事業の洗い出しを行い実施方針を定める。</p> |
| <p>No.55</p> <p>指定管理者制度施設、民間委託業務の外部評価の実施と制度見直しへの反映</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本とし行政責任の確保等に留意しながら、市民サービスの向上や行政運営の一層の効率化を図るとともに、地域経済の活性化の観点から、単純定型業務の民間委託や、公の施設への指定管理者制度の導入などを中心に民間活力の導入を積極的に推進してきた。今後も推進していくにあたり、さらなる市民サービスの質の向上を図る必要があることから、外部評価制度を導入し、必要な制度見直しに繋げていく必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間活力導入業務等の評価に、外部の専門家の意見を取り入れる。 ・さらなる市民サービスの質の向上 <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間活力導入業務等の外部評価制度導入 | <p>【計画期間の総合評価:B】</p> <p>計画どおり第三者評価の制度を構築し、平成25年度にはモデル実施として3施設、平成26年度は本格実施として5施設に外部評価を実施した。</p> <p>有識者による客観的・専門的な観点での評価により、市のモニタリングや指定管理者の管理運営について、双方に改善事項の指摘があったが、評価結果を受けて対応策を明確にするなど、必要な見直しを行い、改革の効果である市民サービスの向上に繋がった。</p> <p>また、評価結果や改善事項を全庁に周知し、制度運用の手引き(事務処理要領)にも必要な見直しを行ったことで、本市の指定管理者制度導入施設全体にも効果が波及していくと考える。</p> | <p>【継続】</p> <p>引き続き、対象施設の選定・評価方法を検討し、第三者評価を継続実施する。</p> <p>併せて、制度の必要な見直しを図り、市民サービスの向上を図っていく。</p> |

重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

1. 持続可能な財政運営

中長期的な収支均衡、事務事業の選択と集中による計画的な歳出の見直し

総合評価区分

A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|--|---|---|---|
| <p>No.56</p> <p>事業や施設のコスト分析を行い予算編成に反映</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 事業や施設のコスト、利用状況、将来見通しなどについて、統一的な整理を行っていないため、中長期的な視点など多面的な分析が、予算編成への確に反映しきれていない面がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・事業や施設については、建設費やその後のコストを的確に把握するとともに、利用状況や受益者負担、事業効果など多面的な分析を行うことで、計画的かつ効率的な財政運営が可能となる。</p> <p>【取組の内容】 ・基準モデルでの財務書類や施設カルテなどを予算編成に活用(施設カルテ:各施設の利用状況や費用などの情報をわかりやすく整理した資料)</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 計画通り、平成25年度に、基準モデルによる財務書類を作成・公表した。 平成26年度において、財務書類や施設カルテの活用方法について関係課と調査・検討を進めるとともに、施設カルテを予算査定資料として活用し、予算編成に反映させる予定である。</p> | <p>【改善し継続】 新たな基準に基づき財務書類を作成するとともに、財務書類や施設カルテの更なる活用を図る。</p> |
| <p>No.57</p> <p>合併建設計画後の建設事業を見据え、今後のあり方や公債費などの将来負担を注視しつつ、重点的な配分により、効率的な整備を推進</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 建設事業の実施においては、後年度における管理運営費や公債費などの義務的な財政負担を増大させることから、規模や設備の内容については適正な仕様となるよう努めてきたが、約束された合併建設計画事業の着実な実行などにより、義務的経費が増加している。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・建設事業における重点的な配分を行うことにより、公債費などの義務的な財政負担を抑制し、持続可能な財政運営が可能となる。</p> <p>【取組の内容】 ・合併建設計画期間終了後も、都市基盤整備の骨格をなす大規模な建設事業が予定されていることから、効率的な施設整備の推進にあたり、公債費を含む義務的経費などの将来負担や、市税などの自主財源の動向などについて、中長期的に収支バランスを見極め、真に市民生活に密着したものを中心に優先度を考慮した事業選択を行う。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 合併建設計画事業等の精査、点検及び予算編成を通じて全市的な視点にもとづき、収支バランスを考慮し、真に市民生活に密着したものを中心に優先度を考慮した事業選択を行うことができた。</p> | <p>【改善し継続】 平成26年度に策定を予定している新たな総合計画にもとづき、収支バランスを考慮した建設事業の選択を行っていく。</p> |

重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

1. 持続可能な財政運営

市税等の収納率向上と新たな財源確保の取組

総合評価区分

- A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|---|---|--|--|
| <p>No.58</p> <p>市ホームページバナー広告や印刷物など各種広告資産の活用やネーミングライツの導入など、さらなる自主財源確保の積極的実施(組織全体として多面的な検討)</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 広告掲載にあたっての統一的な基準・ルール作りを行い、広告掲載媒体の拡大に努め、徐々に全庁的な取組みに拡がりつつある。広告事業による歳入確保や歳出削減の具体的な目標が設定されていないことが課題である。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・市が保有する各種財産を広告媒体として有効に活用し、新たな財源を確保することにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図る。 ・広告掲載の取組を通じて財源確保に対する職員の意識改革が図られる。</p> <p>【取組の内容】 ・各部・区が所管する財産について、広告掲載可能なものから順次取組みを実施する。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 計画どおり各部・区が所管する財産について、広告掲載可能なものから順次取組みを実施することができた(ネーミングライツも1件実施)。 また、広告事業効果額の目標値も達成する見込みであり、新たな財源を確保することにより市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることができた。</p> <p>【広告事業効果額(広告収入・歳出削減)】 ・平成25年度(実績) 27,082千円(計画:23,000千円) ・平成26年度(見込) 28,500千円(計画:25,000千円)</p> | <p>【継続】 引き続き、各所属において、広告掲載可能なものから順次取組を実施 ネーミングライツ実施施設の拡充(広告事業効果額に含まず)</p> |
| <p>No.59</p> <p>市税の効果的、効率的な徴収</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 平成19年度から市税の徴収・滞納整理を本庁納税課に集中管理することで徴収体制の平準化と効率化を図った。平成24年度には市税事務所を設置して賦課と徴収の一元化により効果的な徴収体制とした。また、平成21年度より電子収納の導入による納付環境の整備、他の徴収組織との連携、徴収職員のスキルアップに努めたことにより、これまで目標を上回る成果を上げてきたが、更なる市税収納率の向上を目指し、より効果的・効率的な取組が必要である。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・納税者が納付しやすい環境整備、債権管理課及び県徴収機構との連携による徴収強化並びに職員のスキルアップに努めることにより、市税収納率の向上が図られる。</p> <p>【取組の内容】 ・平成25年度から固定資産税・都市計画税の毎月納付制度開始により口座振替加入を促進する。 ・平成26年度から原則として、すべての給与所得者の市・県民税を特別徴収に移行させる。 ・クレジット納付等の新たな電子収納導入を検討する。 ・引き続き、他の徴収組織との連携による不良債権の整理強化と職員研修への積極的な取組による徴収能力向上に努める。</p> | <p>【計画期間の総合評価:A】 改革工程どおり取組みを実施し、予定を上回る指標を達成した。 特に市税全体の96パーセントを占める現年分の収納確保のため、現年分に係る徴収体制を強化したことで収納率が向上した。 効率かつ効果的な徴収を行うため、口座振替による固定資産税・都市計画税の毎月納付及び給与所得者の個人市県民税の特別徴収原則移行を実施した。 また、債権管理課、県徴収機構との徴収連携により、徴収困難案件の滞納整理が進捗し、滞繰分の収納率が向上した。 職務能力向上が収納率の向上に確実につながるため、専門研修への派遣を積極的に行い、職員のスキルアップを図った。</p> <p>【市税合計収納率】 平成25年度(見込) 95.8%(計画:95.6%) 平成26年度(見込) 95.9%(計画:95.7%)</p> | <p>【継続】 引き続き市税徴収の効果的・効率的な取組みを行うことにより、さらなる収納率の向上を図っていく。</p> |

| | | | |
|------------------------------------|--|---|---|
| <p>No.60</p> <p>市の未収金の効率的な債権回収</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 平成19年度から平成23年度の間、納税課において未収債権の徴収一元化を試行し、平成24年7月17日に債権管理課を設置し、平成24年度は市税、国民健康保険料ほか計12債権から徴収困難案件を引き受け、徴収の一元化を実施。平成24年8月に新潟市債権管理推進委員会を設置し、全庁的に情報の共有化を行い、新潟市債権管理基本方針及び新潟市債権管理マニュアルを策定する。未収金縮減に向けては、更なる全庁的な取組が必要である。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・滞納・未納を放置することは、納期内納付者との公平性・公正性を欠くものであり、市政への信頼の低下や、納付倫理の低下などを招くこととなる。債権回収の効率化を図りながら、公平・公正な行政の推進、未収債権の早期解消に努めることで、市民負担の公平性や財源の確保が図られる。</p> <p>【取組の内容】 ・新たな未収金発生の防止(抑止) ・過去の未収金の整理 ・全庁一体となった取組の推進 ・債権回収に向けた連携の強化 ・市民への積極的な周知・啓発活動の展開</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 平成25年度から14債権の徴収一元化を実施し、平成26年度からは多重債務者を中心とした徴収対策強化、債権所管課への徴収支援強化を図った。計画期間の着実な徴収成果により、未収金額縮減の目標を達成する見込みである。</p> <p>また、平成25年度には新潟市債権管理条例を制定し(平成26年3月20日)、平成26年4月1日から条例を施行した。これにより、債権管理事務の基本的事項が整備され、債権管理の効果的かつ効率的な事務執行に繋げることができた。</p> <p>統合債権管理システムは、共通番号法の成立により各業務システムの改修動向を踏まえ、計画を見直し、平成30年度のシステム稼働に向けた準備を継続している。</p> <p>【年度末における未収金額】 H25年度末(見込) 119億円(計画:115億円) H26年度末(見込) 100億円(計画:100億円)</p> | <p>【改善し継続】 未収金の縮減に向け、全庁一体となった取り組みを引き続き継続する。</p> |
|------------------------------------|--|---|---|

受益と負担水準の検証と各種使用料等の負担水準の適正化

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|---|--|---|--|
| <p>No.61</p> <p>各種使用料手数料の見直しなど行政サービスの受益と負担の適正化、減免の適正化</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 公民館の利用料金など見直しが行われたが、合併以前の負担水準のままで同種の施設でも負担水準が統一されていない課題が残っている。また、基本方針が策定されていないため、基本方針に基づく受益者負担の適正化が図られていない。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・公の施設の使用料について、「受益者負担の原則」に基づき、行政と市民(受益者)がそれぞれ負担すべき割合を定め、負担水準の適正化を図るとともに、受益者負担の対象範囲や積算根拠を明確にし、透明性の確保に努める。併せて、減免の適正化も図る。</p> <p>【取組の内容】 ・「基本方針」の策定 ・同種施設間の負担水準の格差是正 ・「基本方針」に基づく受益者負担の適正化</p> | <p>【計画期間の総合評価:C】 基本方針の策定を行ったが、策定にあたり、先進事例の情報収集や同種施設間の負担水準の格差是正に向けた準備作業等に時間を要したため、方針に基づく受益者負担の適正化に向けた関係課との協議、使用料の見直し検討、各種手続きの実施、見直し可能な施設から順次実施までは至らなかった。</p> | <p>【継続】 基本方針に基づく受益者負担の適正化に向けた関係課との協議、使用料の見直し検討、各種手続きの実施、見直し可能な施設から順次実施</p> |

重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

2. 財産経営の推進

全資産の情報整理と将来ニーズに即した効率的な活用

総合評価区分

A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|---|--|--|--|
| <p>No.62</p> <p>各資産の利用実態や維持管理コスト等を踏まえ、将来的なニーズに見合った効率的な財産経営の推進</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 平成24年度から施設の現状把握(利用状況、費用把握等)に着手した。また、財産経営の啓発活動を実施し、全庁的に一体となって財産経営に取り組む体制を醸成している。 将来の社会変動(少子高齢化、地域間格差、施設老朽化等)を踏まえ、調査結果を基にコスト比較等による問題抽出を行い、市民協働による検証の上、財産の効率的な運用に反映させる。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産運用の最適化による経営の効率化 ・施設の長寿命化 ・変化する多様な社会ニーズに対応した効率的な財産運用が可能となり、途切れない良質な市民サービスが提供できる。 <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設カルテの整備(施設の現状把握) ・財産白書の作成・公表(現有施設の問題点抽出) ・財産経営推進計画の策定・公表、実行検証(現有財産の効率的運用、新規計画の検証・監修) ・財産経営啓蒙活動(施設保全研修、市民協働活動)の実施 | <p>【計画期間の総合評価:B】</p> <p>財産白書は、公共施設の現状把握だけでなく、人口減少、財政見込みから将来の公共施設の更新問題を「見える化」し、今後の公共施設のあり方を市民とともに考えるための白書となった。</p> <p>また、市民向け説明会や庁内研修で活用することで、市民の理解が深まるとともに、庁内の意識共有も図ることが出来、財産経営の推進体制が整った。これらを踏まえ、財産経営推進計画を策定した。</p> | <p>【継続】</p> <p>施設カルテ、財産白書を更新し、市民への情報提供から意識共有を図り、財産経営の推進を図る。</p> |

重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

2. 財産経営の推進

将来に残す公共施設等の長寿命化及び計画的な整備・維持保全による経費の軽減・平準化

総合評価区分

A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|---|--|--|---|
| <p>No.63①</p> <p>計画的な維持保全による公共建築物の長寿命化、投資平準化、維持管理効率化、有効活用などを実施し長期的な経費負担の軽減</p> <p>【一般建築物】</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】</p> <p>施設台帳整備は平成24年度末時点で307施設を整備済み。平成25年度で完了予定である。 (施設台帳とは:公共施設の一元管理による計画的な維持保全を進めるため、500㎡以上の施設(学校、住宅、上下水道施設等を除く)を対象とした台帳)</p> <p>今後は施設台帳データをもとに保全計画を策定し、適切な維持保全を進めていく必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設台帳をもとに、中長期的な保全計画を制定し投資平準化を図るとともに、適切な維持保全を実施することで長寿命化、維持管理効率化による長期的な経費負担の軽減を図る。 <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設台帳の整備及び更新 中長期保全計画の作成 保全計画に基づく維持保全の実施 | <p>【計画期間の総合評価:B】</p> <p>計画通り、平成26年度に長寿命化指針と中長期保全計画(案)の策定が完了する見込みである。</p> <p>また、中長期保全計画(案)の策定により、保全計画に基づく維持管理を実施していくための基本的な考え方が整理され、平成27年度以降の保全計画の本格的運用につながるものと考えられる。</p> | <p>【継続】</p> <p>保全計画に基づき、計画的な維持保全を実施する。</p> <p>保全計画は必要に応じて見直し作業を行う。</p> <p>また、施設台帳の更新については、継続して実施する。</p> |
| <p>No.63②</p> <p>計画的な維持保全による公共建築物の長寿命化、投資平準化、維持管理効率化、有効活用などを実施し長期的な経費負担の軽減</p> <p>【市営住宅】</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】</p> <p>平成21年度に策定した「新潟市営住宅長寿命化計画」で、市営住宅の活用方針について定めたが、平成24年度に建替対象住宅の変更やストック改善事業の進捗に大幅な変更があったことから、見直しが必要となっている。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な建設及び維持保全により市営住宅の長寿命化、事業費の平準化、維持管理効率化を実現することで、長期的な経費負担の軽減を図る。 適切な施設管理と有効活用により、安心安全な市営住宅を供給する。 <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな市営住宅長寿命化計画の策定 | <p>【計画期間の総合評価:B】</p> <p>計画通り、新たな市営住宅長寿命化計画を策定するにあたり、事業計画の見直し、施設台帳の整備を行った。</p> <p>平成26年度には、(仮称)新・いがた住まいの基本計画の策定に併せ、市営住宅長寿命化計画の見直しを行い、今後の市営住宅の整備・維持保全の方針を示す。</p> | <p>【継続】</p> <p>計画に基づき、計画的な整備及び維持保全を行う。必要に応じて、実施計画の見直しや時点修正を行う。</p> <p>また、施設台帳の更新を行う。</p> |

| | | | |
|---|--|---|---|
| <p>No.63③</p> <p>計画的な維持保全による公共建築物の長寿命化、投資平準化、維持管理効率化、有効活用などを実施し長期的な経費負担の軽減</p> <p>【学校】</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 児童生徒の急増期に建築し、老朽化が進んできている建築後30年以上経過した棟が50%を超え、今後さらに増加することが見込まれるため、老朽化対策の計画的な実施が必要となっている。 平成24年度、国で老朽化対策の検討が行われており、その検討結果を踏まえた長寿命化指針の策定に向け、現在、施設の現状把握を行っている。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・学校施設の劣化度や環境性能など客観的に評価できる指標を基に長寿命化指針を定め、学校施設整備計画に反映することにより、各施設の実態に合わせた経費負担や環境への影響の少ない手法を採用することで、効率的財産管理、財産の有効活用を図る。</p> <p>【取組の内容】 ・国で行われている老朽化対策の検討結果を踏まえ、劣化度や環境性能など客観的に評価できる指標の検討を行い、評価指標を基に学校施設整備の優先度や長寿命化に必要な整備内容を定めた長寿命化指針を策定し、今後の整備計画に反映させる。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 計画通り、平成25年度に、「老朽度」、「建築後の経過年数」、「児童数、クラス数(適正配置)」を評価指標とし、平成26年度には、指標をもとに優先順位の検討を行い、学校施設長寿命化指針の策定を見込んでいる。今後は、学校施設整備計画に反映させることにより、各施設の実態に合わせた経費負担や環境への影響の少ない手法を採用することで、効率的財産管理、財産の有効活用を図れることが見込まれる。</p> | <p>【継続】 今後の学校施設整備計画や維持管理計画への反映が必要である。</p> |
| <p>No.64①</p> <p>計画的な維持保全によるインフラ資産(道路・橋梁・公園)の長寿命化、投資平準化、維持管理効率化、有効活用などを実施し長期的な経費負担の軽減</p> <p>【橋梁】</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 平成22年度に全管理橋梁の初回点検を完了させ、個別橋梁ごとの管理計画を策定した。平成23年度から、その計画に基づき維持管理を実施している。 ファシリティーマネジメント手法による維持管理は継続的な観点で取り組む必要があることから、計画への予算連動が重要である。また、点検結果や補修は、現場技術者の判断となる為、橋梁に関する専門知識や経験がある、人材を育成する「人づくり」に重点を置く必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・事後的な修繕及び架け替え(健全度の把握を行わず、損傷が顕在化した段階になって行う橋梁の架け替え)から、予防的な修繕(健全度の把握を行い、損傷が健全化する前の軽微なうちに計画的に行う修繕)及び計画的な架け替えへと円滑な政策転換を行い、事業費の平準化を図るとともに、道路ネットワークの確固たる信頼性と市民の安心安全を確保する。</p> <p>【取組の内容】 ・アセットマネジメント手法による橋梁維持管理計画を毎年度更新し持続可能なものとする。</p> | <p>【計画期間の総合評価:C】 橋梁の定期点検を確実に実施しているが、道路法が改定され、より適切な管理となるように規定された。その結果、点検費用の不足が懸念されるが、予算確保につとめて、点検を実施している。 点検結果は、翌年度の補修計画に反映させ、よりの確な維持管理体制が確立されてきている。</p> <p>【各種指標(平成25年度実績)】 ・早期に対策が必要な橋梁のうち、対策が完了した橋梁数(橋) 23橋(計画:33橋) ・定期点検の実施(橋) 599橋(計画:820橋)</p> | <p>【継続】 引き続き、修繕計画に則り、点検・補修を実施する。 さらに、橋梁長寿命化修繕計画の策定から5年が経過するため、必要な改善を行い、よりの確な維持管理計画となるようにする。</p> |

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>No.64②</p> <p>計画的な維持保全によるインフラ資産(道路・橋梁・公園)の長寿命化、投資平準化、維持管理効率化、有効活用などを実施し長期的な経費負担の軽減【公園】</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 国の公園施設長寿命化計画策定指針(案)に基づき、区毎の公園施設長寿命化計画策定を実施 平成26年度までに全市版の計画策定を完了する予定である</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・公園施設長寿命化計画を策定し、計画的に公園施設(遊具、建築物、土木構造物など)の修繕・更新を実施することにより、施設の機能保全及びライフサイクルコストの縮減を図る。</p> <p>【取組の内容】 ・公園施設(遊具、建築物、土木構造物など)の健全度調査(規準への適合性、健全度、危険度の判定) ・10年間の長寿命化計画策定(ライフサイクルコストの縮減額の算出、修繕・更新年次計画の作成)</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 H25年度に北区、江南区の計画を策定したことにより、8区分の計画の基礎資料の作成が完了した。 H26年度は、この資料を基に予防保全型管理施設長寿命化計画全市版の作成に着手する。 この結果、公園施設の計画的な維持管理が可能となり、安全安心な公園を今後も市民に提供できるものと考えている。</p> | <p>【継続】 H26年度に策定する計画を基に適切な維持管理を実施し、適宜計画修正を行いながら、公園の安全性を向上を目指すとともに、事後保全型管理施設長寿命化計画の策定に着手したい。</p> |
|---|---|---|---|

未利用財産の情報開示による処分・活用等財産の流動化

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|--------------------------------------|---|---|-----------------------------------|
| <p>No.65</p> <p>未利用財産の処分と有効活用の促進</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 未利用地の売却は中心部の市場性の高い物件は順調に進められたが、大規模土地、郊外(市街化調整区域)の土地などは市場に限られ、売却が進んでいない。このため、インターネットを利用した入札の導入や市場から聴取した意見による売却条件の見直しを進めるなど入札方法を改善するとともに、平成24年度から未利財産をホームページに公開し、PRの強化に努めている。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・未利用財産の処分や有効活用の促進により、歳入の確保や利用してない財産の管理費用の節減など財政面での効果が期待できる。</p> <p>【取組の内容】 ・全庁的な保有土地等の現状を更に精査し、売却や活用可能な財産の洗い出しを進める。(資産の棚卸) ・広報活動の充実や市場性を考慮した売却方法の検討を進める。 ・効果的な貸付方法を検討し、有効活用に努める。</p> | <p>【計画期間の総合評価:A】 公有財産台帳の精査として、台帳情報と地図情報システムの情報の照合に着手するなど、売却や活用可能な財産の洗い出しを行った。 市場が低迷するなか、市場の動向を把握し市民病院跡地の売却を成立させた。引き続き民間の活力を導入し、さらなる未利用財産の処分促進を行う。</p> | <p>【継続】 引き続き未利用財産の処分に努める。</p> |

重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

3. 公会計改革による新たな公会計の活用

新たな公会計による財務情報を活用した財務運営、財産経営の推進と市民に向けた情報発信

総合評価区分

A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|---|--|--|---|
| <p>No.66</p> <p>新しい公会計基準に基づく財務書類を「総務省方式改訂モデル」から「基準モデル」へ移行し予算などへ有効活用</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 新公会計制度に基づき、平成19年度決算より総務省改訂モデルによる財務書類を作成してきた。現在作成しているモデルは、昭和44年度以降の決算額に基づく資産等を表したものであるため、網羅性や的確性に欠けている面がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・合併市町村分も含めた、全ての市有財産を改めて統一的に整理し、財務書類に反映させることで、本市の的確な財務状況を表し、市民との共通認識を醸成するとともに、持続可能な財政運営につなげる。</p> <p>【取組の内容】 ・全ての資産を把握し計上する基準モデルでの財務書類を作成</p> | <p>【計画期間の総合評価：B】 計画通り、平成24年度決算で試行的に作成するとともに、分析や解説を記載した財務書類を公表した。引き続き平成25年度決算について作成・公表し、市民との共通認識の醸成を図る。</p> | <p>【改善し継続】 新たな基準に基づく財務書類の作成を行うとともに、活用を図る。</p> |

重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

4. 地方公営企業などの経営改革

水道事業の経営改革の取組強化

総合評価区分

- A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|------------------------------|--|--|--|
| No.67 最適事業規模に向けた浄配水施設の統廃合 | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 水道事業中長期経営計画の基本施策に施設規模の適正化を掲げ、必要な配水管整備などを行いながら確実に計画を実施してきている。(平成19年度亀田・長戸呂浄水場廃止、平成21年度小須戸浄水場廃止、平成23年度岩室浄水場廃止、平成24年度月潟浄水場廃止予定)</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・市町村合併により広域化した後の事業規模の適正化を図るとともに、広域化によるメリットを活かした効率的な配水システムを再構築し、併せて浄配水施設の運転管理費、維持管理費等を節減する。</p> <p>【取組の内容】 ・広域系統連絡管整備事業及び浄水場統廃合に係る基幹浄水場等整備事業等を引続き実施する。西川浄水場及び中之口・潟東浄水場の平成26年度までの廃止を予定し、事業運営上、最適と考えられる施設規模へのダウンサイジングを図る。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 計画通り、平成26年度に西川浄水場および中之口・潟東浄水場を廃止する見込みである。これにより、広域合併後に進めてきた浄配水場の統廃合計画が完了する。13浄水場から6浄水場へのダウンサイジングにより、今後の施設更新と水運用を効率的に行うことが可能となった。</p> <p>【計画一日最大給水量】 計画時(平成24年度) 448,700m³ 2浄水場廃止後(平成26年度) 440,000m³ (見込)</p> | <p>【継続】 さらに長期的な施設規模の適正化を検討していく。</p> |
| No.68 企業債残高の計画的圧縮 | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 プラン2010においては、21年度末残高に対し24年度末で約34億円圧縮する計画であるが、現段階では約57億円の圧縮を達成できる見込である。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・将来的な水道財政の硬直化を防ぎ、健全財政を確保する。</p> <p>【取組の内容】 ・企業債借入額を元金償還額以下とする。(平成26年度において対平成18年度比で約95億円を圧縮する。)</p> | <p>【計画期間の総合評価:A】 借入額を当年度の元金償還額以下に抑えることにより、企業債残高の圧縮を図ったところであるが、26年度末においても計画を上回る圧縮が達成できる見通しである。</p> <p>【企業債残高(平成26年度末)】 計画時 45,923百万円 実績(見込) 45,902百万円</p> | <p>【終了】 平成27年度以降については、水道事業の次期基本計画策定に合わせ検討する。</p> |

| | | | |
|--|--|---|---|
| <p>No.69</p> <p>平成27年度以降の(仮称)水道事業基本計画の策定</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 水需要の減少により水道料金収入が減少傾向にある状況下であるため、現行の水道事業中長期経営計画の進捗評価や論点整理を行いつつ、高度経済成長期に整備された浄水施設等の更新・整備及び老朽管の更新・耐震化を計画的に進めていく必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・水道事業における経営環境の厳しさが更に増すなかで、長期的な視点に立ち市民生活や経済活動を支えるライフラインとして、持続可能な事業経営を行っていくことを目的とする。</p> <p>【取組の内容】 ・水道事業経営審議会及びパブリックコメントなどの外部意見を踏まえつつ、実施事業内容・事業費等の検討を進め、平成27年度以降の新・水道事業中長期経営計画～新・マスタープラン～(以下、新・マスタープランという)の策定をする。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 (仮称)水道事業基本計画策定検討委員会及びワーキンググループを設置し、効果的に作業を進めるとともに、水道事業経営審議会での外部意見も反映させながら、計画どおり新・マスタープランを完成・配布できる見込みである。</p> <p>今後、水道事業を取巻く環境は益々厳しくなっていくが、新・マスタープランを策定したことで、山積する課題に対応しつつ、より効率的な事業運営が可能となると考える。</p> | <p>【終了】 新・マスタープランの施策・事業取組みを計画的に実施し、設定した目標の達成に向け、効果的に事業評価を行いながら、適宜見直しを図っていく。</p> |
|--|--|---|---|

病院事業の経営改革の取組強化

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|---|---|---|--|
| <p>No.70</p> <p>患者サービスの充実・職員満足度の向上による患者満足度の維持向上</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 当院では毎年、患者満足度調査を実施しており、様々な改善への取組により、良い評価を頂く患者さんの率は向上を続けている。平成24年度の調査では入院で95%、外来で88%をそれぞれ超える見込みであり、満足度は非常に高いが、これを維持していくためには、患者サービスの充実とともに職員満足度の向上も必要である。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・全体としての満足度は非常に高く、大きな伸びは難しいものの、個別の項目においては改善の余地はまだあり、サービスを提供する職員のモチベーションを上げることも合わせて患者満足度の更なる向上が図られると考える。</p> <p>【取組の内容】 ・退院時の概算医療費のお知らせを拡充するなどのサービス向上を図る。 ・よりよい医療、サービスの提供に大きく寄与する、職員の満足度向上を図る。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 退院時の概算医療費のお知らせを拡充するなどサービスの充実により、患者満足度は高い水準を維持することができた。職員のモチベーション向上に取り組んだ結果、職員満足度は計画を上回ることができた。</p> <p>充実した医療の提供とサービス改善が患者の満足度向上に繋がり、それがまた職員の満足度を向上させることにつながっている。</p> <p>【各種満足度(平成25年度実績)】 入院患者 95.5%(計画:96.0%) 外来患者 91.6%(計画:90.0%) 職員 52.2%(計画:50.0%)</p> | <p>【継続】 患者満足度は引き続き充実に努め、高い満足度を維持する。職員満足度については、満足度の伸びが低い職種もあるため、改善に努める。</p> |

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>No.71</p> <p>クオリティインディケータの導入による、医療の質の可視化</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 医療の質を数値化し、目に見える形で行う評価とその公開による改善活動は今後、基幹病院にとって必須の時代となる。加えて可視化された医療の質は、将来的に診療報酬に反映されることも考えられ、病院経営にとって大変重要な課題である。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・医療の質を可視化することで、患者さんにとっては医療機関と治療方法を選択する際の有効な情報となるとともに、情報を公開することで信頼の獲得が図られ、より一層の改善活動につながるという良い循環が期待される。</p> <p>【取組の内容】 ・クオリティインディケータを導入、公開する。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 一般社団法人日本病院会が主催するQIプロジェクトに参加し、医療の質を可視化したデータ項目の選定と評価を行い、公開した。収集したデータ項目のうち、専門性が高く一般的に内容が分かりにくい項目を除いて公開している。評価と公開を継続していくことで、患者さんの信頼獲得につながると考える。</p> <p>【クオリティインディケータ導入、公開数(平成25年度実績)】 導入数 25項目(計画:25項目) 公開数 15項目(計画:25項目)</p> | <p>【継続】 引き続き、情報を公開することで、一層の改善活動につながる。</p> |
| <p>No.72</p> <p>収益の確保と適正な費用による経営の健全化</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 平成22、23年度と黒字化を達成したが、精神科病棟の設置や医療機器の更新などによる各種経費の拡大が見込まれる中、地域の基幹病院としての役割を果たしつつ、収益確保と適正な費用による、より一層の健全経営を進めなければならない。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・安定した財務基盤を築くことで、高度、先進、専門を中心とした質の高い医療を将来にわたって提供する。</p> <p>【取組の内容】 ・適切なベッドコントロールによる高い病床利用率の維持 ・医療材料を主とした運用と交渉などによる適正な費用の維持</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 病床利用率の維持による収益の確保と、医療材料費の運用方法の見直しなど適正な費用の維持に取り組み、平成22～25年度で4年連続の黒字となった。引き続き、効率的な病院運営に努め、平成26年度末においても指標を達成できる見込みである。</p> <p>【各種指標結果(平成25年度実績)】 経常収支比率 102.4%(計画:98.1%) 病床利用率 93.2%(計画93.5%) 材料費対入外収益比率 30.6%(計画:30.6%)</p> | <p>【継続】 市民病院中期計画による取組を継続し、引き続き収益の確保と経費の効率化による経営改善に努める。</p> |

重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

4. 地方公営企業などの経営改革

下水道事業の経営改革の取組強化

総合評価区分

- A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|---------------------------------|--|--|--|
| <p>No.73</p> <p>市浄化槽整備事業の推進</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 市街地を形成する地域での下水道整備による汚水整備が進むなか、今後の主たる汚水整備の対象は農村地域となっている。 このようななか、下水道に比較して合併処理浄化槽による整備が効率的な農村地域などにおいて、汚水処理事業が円滑に進むよう、平成23年度に市浄化槽整備事業を導入したところであるが、一般的に農村地域は市街地より宅地が広く、排水設備の工事負担額が大きくなる傾向にあることから、設置基数が目標に達していない。 今後は、地域の状況を把握し、市浄化槽整備事業制度のPRを推進しながら、さらなる対象区域を拡大するとともに、市営浄化槽の設置促進を図る必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・公共下水道によらない市営合併浄化槽の設置促進により、早期に汚水処理未普及地域の解消を図ることが期待できる。</p> <p>【取組の内容】 ・市営浄化槽の設置促進 ・市営浄化槽整備事業区域の拡大</p> | <p>【計画期間の総合評価:C】 市営浄化槽の設置については、平成25年度は目標設置基数に到達できなかったが、以降、事業PRの効果により、設置基数が増加傾向にあり、汚水処理施設の整備が促進され、生活環境の改善及び公共用水域の保全が図られた。 また、事業指定区域の拡大については、地元勉強会の開催により、積極的に事業説明を行い、平成25年度は指定区域を拡大ができたが、平成26年度は処理水の排水先など現場条件的な課題等により地元の同意が得られなかった。</p> <p>【市管理浄化槽数】 平成25年度(実績) 41基(計画:65基) 平成26年度(見込) 65基(計画:65基)</p> | <p>【継続】 引き続き、事業PR手法や支援施策、自治会における課題等について検討を進め、市営浄化槽の設置及び事業指定区域の拡大を促進する。</p> |
| <p>No.74</p> <p>下水道への接続推進</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 下水道接続率 88.7% (政令市平均 98.0%) 南区52.7% 西蒲区40.0% 接続率の低い地域の要因解消(高齢化・人口減少による経済的負担に対する意識、地域の水環境保全、単独浄化槽の問題点等に対するPR不足)</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・処理区域内の速やかな下水道接続を促進し、地域の水環境を守るとともに、使用料収入の確保による経営健全化を図る。</p> <p>【取組の内容】 ・工事着手前に地域ごとの接続意思の確認を徹底する。 ・PR活動の更なる強化を図り、接続義務への理解促進と支援措置の周知を図る。 ・排水設備に係る助成制度について、工事費が他の一般住宅より高額で一定要件を満たす場合も助成対象として拡充する。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 取組工程に掲げた、住民意向を踏まえた認可行為の実施や「下水道わくわくフェスタ」「下水道まつり2013」などの各種PR活動、及び各種助成制度の実施し、接続義務への理解促進や支援措置の周知を図った。 その他、未接続世帯への訪問勧奨を積極的に実施した結果、接続世帯数については、当初設定した指標を上回ることできた。</p> <p>【接続世帯数】 ・平成25年度(実績) 265,030世帯(計画:260,000世帯) ・平成26年度(見込) 273,500世帯(計画:265,000世帯)</p> | <p>【継続】 引き続き、接続勧奨を強化していく。 併せて、効果的な接続促進制度の実施・検討を行い、下水道への接続を促進する。</p> |

| | | | |
|-----------------------------------|---|---|---|
| <p>No.75</p> <p>自立した経営の確立</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 一般会計繰入金 H24予算 14,408,824千円 (H23年度決算13,326,329千円) 使用料回収率 (H23年度 93.0%) 元金償還金の増加 (平成30年代前半に元金償還金のピーク H23 154億円 →H33 207億円) さらなるコスト削減</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・事業の効率化、コストの縮減、収益の確保により経営の健全化を図る。</p> <p>【取組の内容】 ・資本費平準化債の活用 ・接続率の向上による下水道使用料収入の確保 ・更なる民間委託の推進 ・下水道資源の有効活用</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 No.74「下水道への接続推進」の取組みを行った結果、新規接続世帯数が増加し、下水道使用料が増収した。 あわせて、維持管理費の削減・高利債の償還等による支払利息の削減などにより、目標とする下水道使用料の回収率を達成することができた。</p> <p>【使用料回収率】 平成25年度(実績) 96.3%(計画:94.0%) 平成26年度(見込) 97.0%(計画:95.0%)</p> | <p>【継続】 自立した経営の確立のためには回収率は100%以上となる必要があることから、更なる収入確保や支出削減が必要である。</p> |
| <p>No.76</p> <p>組織再編による一層の効率化</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 維持管理部門は下水道管理センターと北・秋葉・南区下水道課に、建設部門は東西地域下水道事務所と北・秋葉・南区下水道課にある。「維持の時代」を迎え、維持管理部門についてはさらなる機動性が、建設部門についてはさらなる効率性が求められている。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・市民サービスの向上(対応迅速化) ・処理場、ポンプ場等の施設の効率的な管理 ・建設部門の人材育成、事務の迅速化</p> <p>【取組の内容】 ・機動的な維持管理と効率的な建設事務に向けた組織の見直しを行う。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 最終目標である平成27年度の組織再編を念頭に、そのプロセスとして、下水道管理センター、区下水道課による管渠維持管理計画策定を下水道計画課に一元化した。 併せて、処理場、ポンプ場施設の管理一元化へ向けた検討を実施することができた。</p> | <p>【終了】 「維持の時代」に見合った、事務執行体制を目指し、組織再編を実施する。</p> |

重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

4. 地方公営企業などの経営改革

その他特別会計の経営改革の取組強化

総合評価区分

- A: 取組工程・指標が計画を達成し、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

| 具体的な改革項目 | 改革実施内容概要 | 計画期間の総合評価 | 今後の方向性 |
|--|--|---|---|
| <p>No.77①</p> <p>国民健康保険事業会計(国民健康保険事業の安定的運営を図る)</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 国民健康保険事業の安定的運営を図るための取組として、保険料率の見直し(平成18年度、22年度、24年度)、保険料収納率向上の取組、健康づくりによる医療費抑制の観点から特定健康診査・特定保健指導を実施している。 高齢化の進展や低所得者の加入割合が高いことなどの構造的な問題を抱え、厳しい財政運営が予想されるため、今後も歳入の確保、歳出の抑制のために更なる取組を進めていく一方、一保険者としては限界もあり、国保制度自体の抜本的改革について国に対して要望していく。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・国保会計の収支均衡を図り、国保事業の安定的運営を目的とする。</p> <p>【取組の内容】 ・歳入の確保として、口座振替の推進や、滞納者の状況に応じた的確な滞納整理の推進などにより、保険料収納率の向上を図る。 ・歳出の抑制として、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上や、ジェネリック医薬品の利用促進等を図る。 ・また平成26・27年度の保険料率について検討を行う。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 窓口での新規加入世帯への勧奨や、納入通知書送付時に口座振替申込書を同封するなど、口座振替の推進を行った。また、滞納世帯に対する電話催告や納付相談を実施するとともに、催告や納付相談に応じない世帯や、約束不履行世帯に対する財産調査や差押えの実施を強化した。 その結果、保険料収納率向上が図られ、目標を達成する見込みである。 保険料率については、検討の結果、料率を据え置いた。 特定健診関係についても、実施計画に基づき実施し、目標を達成できる見込みである。 ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担軽減額を通知する差額通知書の発送など、ジェネリック医薬品の利用促進を図った。</p> <p>【各種指標(平成25年度実績)】 ・保険料収納率(医療一般現年分) 91.1%(計画:90%以上) ・特定健康診査実施率 32.4%(見込)(計画:32%) ・口座振替率 58.77%(前年度:58.71%)</p> | <p>【継続】 引き続き、歳入の確保、歳出の抑制に努める。</p> |

| | | | |
|--|--|--|---|
| <p>No.77②</p> <p>介護保険事業会計 (介護給付の適正化)</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 介護保険制度の定着と高齢者の増加により、介護給付費が大幅に伸びる中で、一般会計からの介護給付費に係る法定負担分も大きく伸びている。このため、介護給付費の抑制を図る観点から、介護予防の推進を積極的に取り組むこととして、介護支援ボランティア制度の導入や地域包括支援センターの機能強化の取組を進めてきた。また、介護給付の適正化を図ることとして、介護給付等費用適正化事業として、介護給付費通知の発送などの取組を進めてきたが、今後は、給付適正化の取組をさらに強化する必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・介護サービス利用者に必要かつ自立支援に繋がる介護サービスを提供することにより、介護給付費の抑制が図られる。</p> <p>【取組の内容】 ・介護給付費の支払いを委託している新潟県国民健康保険団体連合会で蓄積しているデータの活用により、医療費情報の突合や縦覧点検を強化する。 ・必要な方に適切な介護サービスの提供がなされるようケアマネージャーがたてたケアプランのチェックを実施し、給付適正化の取組をさらに強化する。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 計画どおり、国保連合会へ給付適正化事業の委託を行うことで点検体制の強化が図られた。 また、ケアプランチェックを行う非常勤職員を採用し、点検を実施した。点検を行う職員は、スキルアップを図るため、各種研修にも参加し、結果として不適正な請求の過誤に繋がった。</p> | <p>【継続】 国保連合会への委託業務内容を検証し、より効果的な点検項目を増やすことを検討する。 また、ケアプランチェックを継続し、給付適正化に努める。</p> |
| <p>No.77③</p> <p>公債管理事業会計 (効率的な運営による収支の均衡回復)</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 これまでも借入時期の見直しや見積合わせの競争性を高める取り組みにより、低利での借入に努めてきたが、臨時財政対策債や合併特例債の償還額が増加し、しばらくは公債費の増加が見込まれる。そのため、より低利での借入を行い、償還利子の縮減に努めることで、可能な限り公債費の縮減を図る必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・償還利子の縮減により、一般会計からの繰入額の縮減を図る。</p> <p>【取組の内容】 ・金利動向を注視し、最適な借入方法・時期・期間での借入を行うことで償還利子の縮減を図る。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 最適な借入方法・時期・期間を検討し、借入を実施した結果、低利での調達を行い、償還利子の縮減を図ることができた。 また、見積合わせで新たな方式を採用し、低利での調達に努めた。</p> | <p>【継続】 今後も取り組みを継続し、償還利子の縮減を図る。</p> |

| | | | |
|---|--|---|---|
| <p>No.77④</p> <p>後期高齢者医療事業会計(後期高齢者医療保険料収納率の向上)</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 後期高齢者医療制度は、新潟県下の全市町村で構成する新潟県後期高齢者医療広域連合を運営主体とし、平成20年に制度がスタートした。広域連合と市町村の役割分担については、広域連合規約や市後期高齢者医療に関する条例などに明記され、広域連合が保険料率の決定や保険料の賦課決定を行い、市町村が保険料の徴収を行うこととされており、市町村は収納した保険料を全額広域連合に納付する仕組みとなっている。広域連合における財政基盤の強化に各市町村の収納率向上は欠かせないものであり、安定した保険料収納率の維持が課題である。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・広域連合の財政基盤を強化し、後期高齢者の医療を適正かつ安定的に確保する。</p> <p>【取組の内容】 ・被保険者が高齢者であり、複雑な制度の周知が収納率の向上には欠かせない。そのため、チラシ等による制度周知の強化及び口座振替の推進などきめ細やかな収納対策による収納率向上を図る。</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 通知書や督促状の発送時に制度周知のチラシや口座振替依頼書を同封し、制度への理解を進めたことにより、計画通り目標を達成する見込みである。</p> <p>【保険料収納率(普通徴収分)】 ・平成25年度実績 98.5%(計画:98.2%以上)</p> <p>【口座振替率】 ・平成25年度実績 69.31%(前年度:66.96%)</p> | <p>【継続】 今後も取り組みを継続し、現状の収納率の維持に努める。</p> |
| <p>No.77⑤</p> <p>中央卸売市場事業会計(使用料減免措置の終了、貸付用地空き区画の新規貸付)</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 これまで貸付用地の新規貸付による歳入確保を図りつつ、歳出面でも人件費・管理経費の縮減に努めてきた。しかし、新市場建設に係る公債費の償還がピークを迎え、繰入金が増加している。そのため、市場の活性化を通じ、3年間限定の使用料減免の終了や空いている貸付用地の新規貸付などの歳入確保に取り組み、繰入金を削減していく必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】 ・歳入の増加を図り、繰入金を削減するとともに、基準外繰入の解消を図る。</p> <p>【取組の内容】 ・使用料減免措置の終了 ・貸付用地空き区画の新規貸付 (・公債費の繰上償還(旧市場跡地が売却された場合))</p> | <p>【計画期間の総合評価:B】 計画通り、使用料減免措置について、終了の周知を行い、平成26年度末で減免措置を終了する。 また、貸付用空き区画の新規貸付について周知を行い、平成26年度中に1区画を貸し付ける予定としており、歳入の増加がも図られる。</p> <p>【貸付用地の空き区画数】 計画策定時 4区画 平成26年度末 3区画</p> | <p>【継続】 引き続き空き区画の貸付を行うと共に、旧市場の売却を働きかけ、公債費の繰上げ償還を行う。</p> |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>No.77⑥</p> <p>と畜事業会計(施設管理経費の圧縮、修繕計画の策定による修繕経費の平準化及び効率化)</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 指定管理に関する経費を削減するため、指定管理者と協議し、光熱費の節減や保守点検の見直し等、実施可能なものを実施した。しかしながら、施設老朽化に伴う設備及び機器の改修、更新による修繕費が増加していることから、計画的、効果的に改修を行うため、早急に修繕計画を策定する必要がある。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政収支の均衡回復 ・食肉センターの運営が持続可能となることで、市民へ安心安全な食肉の供給をすることができる。 <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き経費節減策を検討し、施設管理経費を圧縮 ・修繕計画の策定による、修繕経費の平準化及び効率化 | <p>【計画期間の総合評価:B】</p> <p>計画通り、指定管理に関する経費を削減するため、指定管理者と協議し、光熱費の節減や保守点検の見直し等、実施可能なものを実施し経費の削減を行うことができた。また、フロ全廃に向け更新計画を作成し、今後の効果的な修繕が期待できる。</p> <p>【指定管理に関する経費】</p> <p>平成24年度 126,246千円 平成25年度 119,589千円</p> | <p>【継続】</p> <p>今後も同様に指定管理に関する経費を削減するため、指定管理者と協議し、実施可能なものを実施していく。</p> |
| <p>No.77⑦</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付事業会計(効率的な運営による収支の均衡回復)</p> | <p>【現状と課題(これまでの取組)】 母子寡婦福祉資金貸付事業会計の収支均衡を図るため、これまで方向性等の検討を行ってきた。収支均衡を図るためには、現年の貸付償還率を上げることが第一であるとの検討結果を受け、口座振替の推進や債権管理部門との連携強化を図ることで償還率を向上させ、繰入金の縮減を図っている。今後は更に、より適正な審査、承認を行うことも併せて効率的な運営を行い、収支の均衡回復を図っていく。</p> <p>【改革の目的、考えられる効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の推進など収納率向上の取組を行うことで、効率的な運営による繰入金の縮減を図る。 <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の推進 ・債権管理部門との連携強化 | <p>【計画期間の総合評価:B】</p> <p>口座振替推奨のため、償還開始通知書や口座振替推奨チラシを改善し、申請方法の見直し等を行った。口座振替割合については、計画通り、平成26年度末で75.0%を見込んでいる。</p> <p>また、債権管理部門の非常勤職員を活用し、電話催告、納付相談を実施するなど催告強化を図るとともに、区窓口担当者のスキルアップにより、償還率アップに繋がる取組みを実施した。</p> <p>【主な指標(平成25年度実績)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替割合 70.5%(計画:72.0%) ・現年度償還率 89.9%(H24年度:89.5%) | <p>【継続】</p> <p>引き続き口座振替推奨、債権管理部門との連携、区窓口職員のスキルアップにより、現年度償還率を上げる。</p> |